

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域には代々続く歴史ある世帯の方、縁あってこの地を選び居を構えた方、必要があってこの地で生活をされている方などなど、乳児から高齢者まで多くの方々が生活しています。

この地域にお住まいの方々の願いや課題は、それぞれであると言えますが、誰もが「健康で安心して生活できる。」という思いは変わるものではないと考えます。

地域ケアプラザの設置目的は、横浜市地域ケアプラザ条例第1条第1項で「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する。」と定められています。

東本郷地域ケアプラザの運営に関しては、「地域の身近な福祉・保健の拠点」として、地域の方々、行政、社会福祉協議会などとの連携の中で、地区保健福祉計画推進委員会にも参画しながら、地域の方々と共に考え、「この地域に住んで良かった。」と思える取り組みを推進します。

- ①地域の主催する行事や福祉・保健活動や地域への協力と協働により、地域の魅力と課題を把握し、ネットワーク強化や地域の方々の「**支え合いのある地域づくり**」の支援を行います。
- ②**地域住民の活動場所となる「場」**として、有効活用していただきながら地域住民との顔の見える関係づくりを行い、必要な場合には講師紹介や職員派遣、プログラム提供などを実施し、活動がより良いものとなるよう支援します。
- ③地域の方々の充実した生活の一助となるよう地域の方々や諸団体、諸機関のもつ専門性や法人のネットワーク等を生かした自主事業を実施するとともに、**担い手の発掘や ネットワークづくり**を行います。
- ④情報ラウンジ等での行政情報や近隣施設、諸団体の活動情報の提供により**必要な方に情報を届けるとともに**、子育て支援スペースや図書等の継続設置を通して、**多世代にわたる方々がケアプラザを活用できるよう取り組みます。**

1. 高齢者支援

高齢者自身が意図せず孤立した状態で困りごとを抱えながら生活していることがあるという現状から、支援を必要としている人に必要な支援が届くように、民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域の方々、行政、関連団体(介護事業所、医療機関、近隣商店、警察、消防交通機関等)と、高齢者が相談につながるきっかけとなるような連携体制の構築や高齢者の抱える様々な困りごとの解決につながる支援を行っていきます。また、高齢者自身が自分に合ったつながりを見つけることができる場が身近なところに複数あるように、居場所づくりやサロン活動支援、誰をも受け入れることができる自主企画事業を地域ケアプラザ内だけでなく、地域の場においても実施していきます。

2. 子育て・子育て支援

子育て世代を取り巻く社会環境の変化や子どもたちの体験格差という課題から、子育て支援関係機関や近隣保育園、教育機関、朝ご飯を食べる会等、支援ボランティアグループと連携し、身近な場での子育てや地域での生活に関する相談機会の提供や健康づくりや地域とのつながりづくりにつながる行事の実施等に取り組み、子どもたちが安心して健やかに成長し、地域の中で様々な体験をすることができるように支援を行います。

3. 障がい者支援

全年齢に対して支援をしていく必要があり、安全に楽しめる場の提供や自主企画事業の実施を関連機関と協働で取り組んでいきます。また、高齢になった障がい者の方の支援や精神障害に関連する相談等、関連施設と協働で行い、ともに活動に取り組んでいきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

港北区、神奈川区、都筑区に隣接する東本郷地区は、昭和 40 年代から計画的に開発された土地で住宅街を中心に少子高齢化が顕著に表れており、小学校の児童数は減少しています。高齢化率は 29 パーセントを超え、横浜市緑区では高齢化率が一番高い地区です。また、坂道が多く、近隣に店舗が少ない状況です。交通手段は、バスか徒歩が中心となっていますが、鴨居駅からケアプラザまでのルートのバスを地域住民の力によって開設するなど地域の方々の力が非常に強い地域であります。

また、地区社会福祉協議会や自治会の活動も非常に活発であり、行事や活動は多くのボランティアが支えながら地域の方々にとって必要な活動が数多く展開されているほか、毎年 11 月に行われている「ひがほん郷まつり」は、自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア等はじめとする地域関係者や地域にある諸学校、コミュニティハウス、地域ケアプラザも協働し、約 2,000 人の参加者が集い、地域の方々や関係者と連携・協働する地域活動の象徴的な取組みとなっています。

しかし、地域に住まれる方々の高齢化と相まって担い手の方々も高齢化が進み新たな担い手の発掘は喫緊の課題となっています。

○地域の特徴や魅力、課題の把握方法

- ・行政から提供していただく統計データ(人口の変化、地区概況シート)から分析し把握する
- ・地域の方々と直接お話する機会を通じて把握する
- ・職員が地域行事に参加することを通じて把握する
- ・地区別支援チームの情報共有から把握する
- ・総合相談の分析から把握する
- ・生活支援体制整備事業における「高齢者の生活上のニーズ把握・分析」「協議体」に記載のある手法を用いて把握する

1. 課題解決と魅力発揮のための取り組み、関係団体との連携

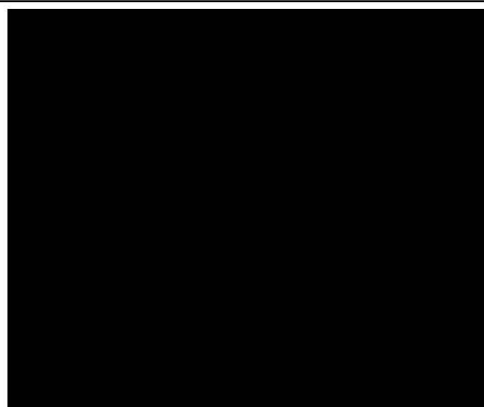
- ①自治会、地区社会福祉協議会、地域の委員の方々や地域団体の活動に積極的に協力、協働し情報発信、支援等を通じて地域の方々との連携を強化します。
- ②住民の健康作り活動を、法人ネットワークを活用しながら健康作り委員会や保健活動推進委員、老人クラブ等と協働しながら実施します。
- ③单身、高齢者世帯への見守り推進などの必要が増加しており、民生委員・児童委員協議会、ボランティアグループ等と協力しながら対応します。
- ④地域の方々が「緑区地域福祉保健計画」「地区別計画」を推進できるよう、ケアプラザ職員全員が専門委員会に参画し、意見交換、情報共有を行うとともに、協働し、課題解決に取り組みます。
- ⑤自治会単位のカンファレンスを定期開催し、自治会、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会等が協働して個別支援の経過報告、検討、地域情報の共有や課題解決に向けての検討等継続的に取り組みます。
- ⑥東本郷地域に住む様々な世代、対象の方々が地域で住みやすくなるように、子育て拠点「いっぽ」、みどり地域活動ホーム「あおぞら」、みどり国際交流ラウンジ等と連携し、様々な活動を行っています。

2. 地域の未来像

明るく楽しく元気な毎日を過ごす為の仕掛けが地域の中にたくさんあり、子どもたちは安心して過ごせ、皆の健康寿命が長く、最大限その人らしい人生を送れる町、そんな地域づくりに、地域ケアプラザも地域の一員、ワンストップ相談窓口、相談支援機関として、地域の皆さんとともに取り組みます。地域の皆さんと同じ将来像を描きながら、奉仕の心をもって、地域ケアプラザの役割を果たしていきます。



ひがほん郷まつり 11月



デイキャンプ（小学生対象）8月



どんど焼き 1月

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域の中のケアプラザということを経えず意識し、連絡・報告・連携を密にし、ネットワークを強固なものとしします。ネットワークの中から、地域課題を把握し、対策や解決に向け、協力体制を構築し、必要な場合は、関係団体から助言をいただきながら、よりよい地域づくりを推進していくために中核的な存在となるよう地域の福祉保健活動の拠点として情報発信を積極的に行っていきます。

1. 地域

地域の方と良好な関係を築くために、地域ケアプラザもその職員も地域の一員と認めていただくよう関係性構築を強化します。そのために、地域行事にも担い手の一人として関わらせていただくなど、ともに汗をかく取組みが重要であると考えます。

また、地域の中で支援を必要としている方へ「地域住民による支援」と「専門的な支援」との両輪で行われるような取組みを行います。

- ①地域行事の際には、前日準備や終了後の撤収を含め協力し、ともに汗をかき交流を図ります。
- ②必要な場合は会議や打ち合わせの準備段階から参画し、情報提供や意見交換に努めます。
- ③地域ケアプラザのもつ情報やノウハウも提供しながら、地域ニーズや課題解決のための活動を行います。
- ④専門職が地域に出かけ、顔を合わせ、気軽に話ができる関係を構築し、小さな声に耳を傾けながら、相談支援に取り組めます。

2. 行政

- ①地域福祉を推進するために、支援チーム会議を通して地域福祉保健計画策定に取り組めます。
- ②行政機関による統計データや地区診断結果に、地域ケアプラザが日々の業務の中で把握したニーズや新たな社会資源などの情報を組み合わせて考えていきます。地域の中からもみ取ったニーズは、定期的な会議を通して区の地区担当と協力し行政と共有します。
- ③地域包括支援センターは月1回の区・包括連絡会に加えて、行政の関わりを必要とするケースを把握した場合には速やかに区の地区担当に連絡を行い、連携して介入を行います。横浜市ならびに区政の施策、運営方針を推進するために、地域ケアプラザが行う様々な自主企画事業や出張講座なども広報の場として活用します。

3. 区社会福祉協議会

- ①社会福祉協議会（以下社協）の持つ福祉向上に役立つ多くの機能を活用しながら協力関係を築きます。緑区社会福祉協議会（以下区社協）の各担当と顔の見える関係を築き、地域の方が区社協の各事業や制度を有効活用できるように支援します。
- ②ボランティアセンターとの連携、障害児者施設の自主製品案内や移動情報センターによる移動支援の広報協力、区社協の福祉学習機材を使用した自主企画事業を実施するなどの取組みを行います。災害ボランティアネットワークにも継続的に参加し、区域での災害時対応に連携体制が取れるように取り組めます。

- ③総合相談で、金銭管理や経済的な問題に関係する相談を受けた際は、あんしんセンター、生活福祉資金、フードドライブ等につながるように支援します。
- ④生活支援体制整備事業においては、一層のコーディネーターである区社協の担当と協力して、移動販売などの体制整備をさらに強化します。
- ⑤地域の方々と考える東本郷地区、3つの委員会(高齢者、健康づくり、子ども子育て)推進にあたって連絡を密にし、課題や解決策を支援していきます。
- ⑥協働して福祉教育や認知症サポーター養成講座を企画実施し、地域の福祉力向上に取り組みます。

4. 専門職団体との連携

①医療系専門職団体との連携

緑区在宅医療相談室および区内三師会、緑区訪問リハビリテーション連絡会、緑区訪問看護ステーション連絡会との日頃からの協力関係推進のため、主催研修会や交流会へ積極的に参加します。特に地域の医療を担う地域ケアプラザ協力医、担当エリア内の様々な医療機関とは個別のケース対応や地域ケアプラザ運営協議会、地域ケア会議を通じて、地域の支援をともに考えていきます。後述する介護系専門職団体や地域の諸団体との連携、協働ができるよう、区内の他地域ケアプラザとともに取り組みます。

②介護系専門職団体との連携

地域ケアプラザも『緑区ケアマネ連絡会』会員団体として、多職種にわたる会員とともに、地域の介護サービス・医療サービス・インフォーマルサービスの充実と質の向上を目指して、研修会や交流会、意見交換会の開催などの活動を行っています。緑区ケアマネ連絡会会員事業者、さらには会員外の関係介護保険事業者、医療系専門職団体、地域の諸団体、行政との協働ができるよう、区内の他の地域ケアプラザとともに懸け橋としての役割を担っていきます。

③権利擁護・後見制度に関連する専門職団体ならびに法人後見を行う方との連携

横浜市内の地域包括支援センターは、横浜市民後見人バンク登録者の方の支援を行う「成年後見人サポートネット」の活動を、区役所、区社協、基幹相談支援センター、各区法律専門職団体窓口の方々とともにに行います。さらにサポートネットをきっかけとして各専門職の方と情報交換する機会をもち、地域ケアプラザ職員の実務能力向上を図ります。成年後見制度利用促進のために一般の方に理解しやすい講座講師をお願いし、自主企画事業を行います。最新の情報や、正しい知識が地域の方々に届くよう開催します。関連専門職団体において、成年後見業務の緑区担当となっている方と協働して地域支援を行えるように専門職団体主催の学習会などを通して関係構築を行います。

5. 相談支援機能をもつ機関との連携

①区基幹相談支援センター、区障がい者後見的支援室、区生活支援センターとの連携

個別の支援での協働に加え、日頃より自立支援協議会等に参加し、制度改定や実際の運用の情報共有を図ります。また、本人・家族支援を目的とした講座・自主企画事業を企画して、地域での見守りとサポートをテーマにした意見交換の場を設ける、誰もが安心して参加できるイベントを企画し、また、他のケアプラザで行われているイベント等の情報も共有できるようにします。個別相談をうけた際には、スムーズに連携ができるように日頃からの他機関の相談担当者との関係構築を図ります。障がい特性理解、成年後見制度利用、をテーマとして自主企画

事業を共催できるように企画立案します。

②地域子育て支援拠点(いっば)、保育園、東本郷地区子育て連絡会の連携

子育てに関連する機関とは、子育て情報・子どもとの遊び・保護者同士の交流をテーマにした自主企画事業を共催で行う、もしくは後方支援することにより関係性の構築を図っていきます。また、区のこども家庭支援課と連携し、東本郷地域の子育て連絡会を開催していきます。

③緑区国際交流ラウンジとの連携

外国にルーツをもち日本語が話せない方との意思疎通に、地域の方が難しさを感じる、とか、居宅介護支援事業者が本人の意思確認が難しい場合があります。そのような場合に母国語での相談支援や手続きの通訳依頼などをお願いできる緑区国際交流ラウンジの相談担当者と、定期的に意見交換できる場を設けます。地域ケア会議、地区懇談会にも相談担当者の方が参加して、地域の民生委員の方たちと交流できるように会合の場を企画していきます。

④学校等子どもに関係する機関および学習支援団体との連携

東本郷小学校、学童クラブ、東本郷小学校放課後キッズクラブ、東鴨居中学校、菅田中学校等と、子どもたちの支援を通じての連携や協働での事業開催等に取り組んでいきます。また、「朝ご飯を食べる会」、学習支援「よりみち学習広場」を後方支援し、子どもの健やかな成長を支援していきます。小学生のときに地域ケアプラザに親しんだ子どもたちが、中学生になったあとも、何か困った時に相談ができたり、立ち寄りたと思うような場であるように努めます。

6. 地域ケアプラザ

港北区、神奈川区、都筑区に隣接する地域ケアプラザの立地から、菅田、城郷小机、鴨居地域ケアプラザとの連携は重要と考えます。

- ①東本郷も含めた4つの地域ケアプラザと近隣中学校とが連携し、『ちょいボラサポーターズクラブ』を推進します。様々な課題を中学生とともに学び、交流やボランティア活動を支援します。
- ②菅田地域ケアプラザ、鴨居地域ケアプラザと協働し、介護者のつどいを実施し、介護者支援を強化します。
- ③ニーズや課題に合わせ、近隣ケアプラザと協働で自主事業等を実施し、取組みを強化します。
- ④区内のケアプラザと連携し、区民まつりのブースやコーディネーターハウスを実施し、ケアプラザのPRを行いケアプラザの存在や機能を広く区民に知っていただくとともに、地域福祉を推進します。

城郷小机・菅田・鴨居・東本郷地域ケアプラザ
菅田中学校・鴨居中学校・東鴨居中学校協働



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人横浜 YMCA 福祉会は、本年創立 140 周年を迎えた横浜 YMCA を母体とし、人間性が尊ばれ、公正で平和な世界の実現を目指し、地域社会に深く根ざして地域福祉の推進を担うという願いのもと 1998（平成 10）年に法人格を取得しました。当法人は、公益財団法人横浜 YMCA、学校法人横浜 YMCA、特定非営利活動法人 YMCA コミュニティサポートのグループ法人と共に、その使命を以下のように成文化し、明確な目的（＝ミッションステートメント）「横浜 YMCA 私たちの使命」を掲げ、活動しています。

「横浜 YMCA 私たちの使命」

横浜 YMCA に連なる私たちは、イエス・キリストの生き方にもとづき、人間性が尊ばれ、公正で平和な世界の実現を目指し、地域社会に深く根ざしてすべての活動を展開します。

1. 異なった文化、民族、思想、信条を尊重し、共に助け合って生きていく世界を築くことにつとめます。
2. 愛と奉仕の実現のためにボランティア精神をつちかい、人びとに仕え、共に助け合って生きていく世界の実現につとめます。
3. 神によって与えられたすべての自然の生命と人間の生命を大切にし、共生していく世界を築くことにつとめます。
4. 人びとの間に自由、平等、正義が尊重され、差別や貧困のない平和な世界をつくり出すために共に力を合わせて働くことにつとめます。
5. 世界の人びとと積極的に交流し、協力し合い、分かち合い、人間性の尊ばれる地球社会をつくり出していくことにつとめます。

このような使命のもと、横浜市戸塚区における YMCA とつか保育園をスタートに、現在、横浜市内で認可保育園 3 園、幼保連携型認定こども園 4 園、川崎市、大和市にそれぞれ認可保育園 1 園、相模原市に幼保連携型認定こども園 1 園の計 10 園を運営、介護保険事業を中心とする拠点は、大和市における大和 YMCA ライフサポートセンター開設をはじめとして 5 拠点、また、戸塚区において障がい者就労支援事業として 2 拠点、法人全体として 17 拠点を運営し、地域福祉の推進に尽力しています。

地域ケアプラザの運営は 2007 年の開設より横浜市鶴見中央地域ケアプラザを皮切りに、その実績を生かし 2011 年より生麦地域ケアプラザも指定管理運営を開始、2016 年より東本郷地域ケアプラザの指定管理運営を開始し、地域の方々とともに歩みを進めています。

なお、グループ法人である専門学校事業や健康教育事業を中心に介護予防や発達障がい児支援、学童クラブなどの放課後児童育成などにも取り組んでいます。これらのノウハウと実績は地域づくり推進に役立てられるものと考えています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算執行に関しては、事業計画に沿い、法人経理規定他関係法令を遵守し適切に実施し安定した運営を行っていきます。

法人税等については、障がい者支援事業部門の製品販売等、指定管理業務である地域ケアプラザ地域交流部門、介護保険の認定調査料、委託介護予防プラン作成代が消費税課税対象にあたり、遅滞なく適切に納付を行っています。

2023（令和5）年度 法人決算収入

（単位千円）

介護保険事業中心とする 地域福祉事業（高齢者支援）	保育事業他	法人全体
510,976	1,857,524	2,368,500

2023（令和5）年度 法人決算支出

（単位千円）

介護保険事業中心とする 地域福祉事業（高齢者支援）	保育事業他	法人全体
490,844	1,688,991	2,179,835

2023（令和5）年度 事業活動収支差額

（単位千円）

介護保険事業中心とする 地域福祉事業（高齢者支援）	保育事業他	法人全体
20,132	168,533	188,665

事業継続の前提となる財政状況の健全性については2023（令和5）年度決算においては、事業活動収入は前年度より1.7%の増収、資金収支上でも重要な経常収支差額のマイナスもありません。流動性比率は253%と高く、設備資金借入金返済も単年度に16,400千円の返済を滞りなく進めており、26年度に債務返済を終える見込みです。

以上のことから財政運営に重要な支障をきたす財務上の兆候はなく事業を支える財務基盤は安定しています。

地域ケアプラザ指定管理については、地域福祉事業部（高齢者支援事業部）が担当いたします。

法人全体で安定した運営を行うことができおり、堅実な経営及び充実したサポート体制により、地域福祉をさらに促進していくことができると考えています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

東本郷地域ケアプラザ運営に必要な職員については、年々専門職の配置が難しくなってきていますが、横浜市地域ケアプラザ条例他関係法令及び介護保険上の設備及び運営の基準を遵守し、適切な人員配置を行っていきます。

地域の方々の交流拠点として、地域の福祉拠点として、明るく活発な事業運営をしていくために、全ての職員が地域と歩みをともにし、また、地域包括ケア推進のために、地域包括支援センター職員だけではなく、ケアプラザ全職員が福祉社会形成に向けて取り組み、常に連携した業務を行っていきけるよう、相応しい職員配置を行っていきます。

具体的には現状の職員配置を基本に、他の地域ケアプラザや地域包括支援センター勤務経験のある法人内職員の異動者も加味し、より地域に密着した効果的な運営ができるよう職員配置を計画しています。

1. 地域ケアプラザの所長

所長は施設の代表者であることから、関連法規を熟知し、住民からの声やニーズに耳を傾け、地域課題に対してケアプラザ全体が円滑に業務を遂行でき、またこれまでの地域との関係などを円滑に継続していくことができるように地域ケアプラザ所長経験のある者を配置します。社会福祉士等の資格をもち、子育て支援や、障がい者支援経験もあり、高齢者だけでなく広く福祉領域に精通した人材を配置する予定です。

2. 地域交流コーディネーター

地域交流事業は、地域の人と人とをつなぎ、地域と共同してネットワークを構築していくという、地域ケアプラザにとって非常に重要な役割を担う部門であることから、子どもから高齢者の、誰とでも良好な関係を築くことができる、明るくコミュニケーション能力の高い人材を配置します。なお、サブコーディネーターについては地域の情報に精通し、ニーズの発掘をすることができるよう、できるかぎり地域の人材を活用する予定です。

3. 生活支援コーディネーター

高齢者の困りごとや課題を見つけ、解決策を一緒に考えていくという役割があり、地域交流事業、包括支援センター事業と連携して活動していきます。高齢者の方々と良好な関係作りを築くことができる、コミュニケーション能力の高い人材を配置します。

4. 地域包括支援センター

高齢者や地域、各種専門職関連団体とをつなぎ、ネットワークを構築していく役割を担っていることなどから、コミュニケーション能力に加え、どのような関連団体とでも円滑に連携ができる順応性や、介護保険、福祉、医療の知識を持ち、リーダーシップだけでなくフォロアーズに優れた人事をそれぞれ配置し、交流・生活支援事業と連携した活動により有効に機能するチームを組むことができるよう配置を行っていきます。

5. 居宅介護支援事業

福祉の分野で幅広い経験があり、地域の情報を豊富に持つ介護支援専門員を配置します。また地

域ケアプラザが行う居宅介護支援として、より困難なケースを積極的に受け入れていくことを前提に、質の高い人材を配置します。

6. その他

予定されている人員が心身の状況等により配置できないことが起こった場合には、すみやかに法人内他事業所に勤務する資格保持者や、グループ内法人に勤務している資格保持者の配置により補充を行えるよう準備を行い、安定した確保につとめます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

配置される職員それぞれが、地域ケアプラザの機能を理解し、それぞれの持つ力を十分に発揮できるよう、内部研修、外部研修、現場での研修（OJT）を活用し育成します。

また、地域ケアプラザ条例、業務連携指針をはじめとする関係法令やマニュアルなどの理解を深め、法令遵守の徹底を進め、地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援が行えるよう育成します。日々、それらの資質向上につとめていくことは不可欠です。すべての職員がそれぞれ役割をもち、意識向上も含めて『まちの一員』としての職員チームの資質向上を図りたいと考えています。地域の声を感じ取り、地域から信頼される職員になれるように育成していきます。

なお、育成の具体的計画の一部は以下の通りです。グループ法人合同研修、法人全体研修、指定管理を中心に運営する事業部合同研修のほか、他地域ケアプラザや地域包括支援センター、介護保険事業所とも人事交流などを行うとともに、これまでの蓄積された経験も生かしながら業務に対する共通理解に取り組んでいきます。

また、非常勤職員も含め、できる限り地域活動に積極的に参加、協力し顔の見える関係等の構築や地域理解を深めて行くように計画し、地域理解を深め、安全で安心して地域で生活を行えるように、質を高め、地域他機関とも協働していけるように育成し、市民利用施設である地域ケアプラザのスムーズな運営が行えるよう育成をします。

<2026 年度 内部研修計画>

	法人全体	地域ケアプラザ
4 月	入会式 事業部全体研修	事業方針計画・個人情報保護・プライバシー保護・行動規範 人権研修（ハラスメント研修）・感染症予防①
5 月		地域の理解、地域協力について
6 月	他拠点交換研修①	認知症理解とケア
7 月	法人全体安全研修	安全・事故防止
8 月	平和を祈る集い	避難訓練・BCP 計画訓練①
9 月	事業部全体研修	地域防災・福祉避難所・BCP 計画訓練②
10 月	創立記念日研修	介護保険制度・ケアマネジメントについて
11 月	級別研修 他拠点交換研修②	虐待防止・身体拘束について
12 月	クリスマス礼拝 法人全体人権研修	次年度計画について・感染症予防② 人権研修

1月	新年礼拝	権利擁護について
2月	会員研修会 ピンクシャツデー	安全・事故防止② PDCA シート振り返り・次年度計画
3月	新職研修	地域包括ケア推進

＜外部研修＞

ケアプラザ所長研修、コーディネーター研修、包括職員向け研修、介護・ケアに関する研修、認知症関連研修、介護保険事業所関連研修、資格取得研修等に参加予定。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

全ての人が地域ケアプラザを気持ちよく利用することができる、ということを常に考え、清潔な施設運営を心がけます。ケアプラザを地域の方々に末永く快適にご利用いただくために、下記を重点とし取り組みます。

- ①所長を施設維持管理者として、各設備の安全管理を徹底します。
- ②子どもの利用も多いため、施設内の設備には特に安全の確保につとめます。
- ③緊急を要する修繕にはすみやかに対応するとともに、劣化などに資する項目については、利用者や地域の方々へのアンケート結果から要望を加味し、修繕の優先順位をつけ、計画的な修繕として対応します。
- ④貸館の説明時に修繕状況の進捗状況を説明するとともに、必要な場合は、掲示物や手紙も活用し周知、伝達します。
- ⑤毎日、業務開始時と終了時、施設巡回し、設備点検を実施し不備を発見した場合は施設維持責任者にすみやかに報告し対応します。
- ⑥毎朝のミーティングや職員会で情報共有を行い、修繕計画を策定します。
- ⑦高度な管理（エレベーター、自動ドア等）が必要な個所は専門業社に委託し対応します。
- ⑧安全面に留意し、委託管理項目は仕様書に従い、適切な管理を実施します。
- ⑨スタッフ全員で朝の清掃を実施し、清潔な施設管理や美化につとめます。
- ⑩常に不審者の早期発見や安全面の確保を徹底し、地域の拠点としての役割を果たします。
- ⑪コストを意識し、修繕、物品の管理にあたります。
- ⑫各部屋や設備をご利用になる登録団体の方々には、施設を皆が快適に使い続けていけるように、施設や備品の適切な利用の周知徹底を図ります。
- ⑬ご利用案内の冊子や口頭での説明に加え、わかりやすい掲示を作成し、各部屋に掲示を行い視覚的にも周知を行います。
- ⑭職員においても、様々な事業で利用する各部屋、事務所の設備をそれぞれが大切に扱い、全職員共通の対応が出来るように職員会議やミーティング機会を通じて意思統一を図ります。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

ケアプラザ館内での事故を防止するために、日常業務の中では常に安全を意識し、些細な異常も見逃さないよう危機意識を持って業務に従事します。異常や変化の情報は速やかに共有し対応することで事故防止に努めます。

1. 事故防止・防犯・防災

- ①安全に施設を利用して頂くために、些細な異常を見逃さないよう危機意識を持って業務に従事します。
- ②月一度の職員会時にインシデントや事故報告について話し合う機会を必ず設け、改善策や今後の対応についての協議を行います。
- ③事故報告書や経過報告書のファイルを設置し、誰が見ても一目で状況がわかるように努めます。また、職員連絡網の作成し、有事の際に連絡が取れるようにします。
- ④外出時にはケアプラザの携帯を持参し、事故が起こった際、所長への即時の報告、支持のもと機敏に現場担当者が対応します。
- ⑤開館、閉館時の会館巡回を徹底し、危険個所の掌握をすると共に、不備があった場合、即座に対応を検討します。
- ⑥法人の持つノウハウと、今までの地域ケアプラザ運営の実績を生かし、地域の特性（急坂、細い道、高齢化など）を加味した事故防止マニュアルを強化していきます。
- ⑦毎月職員会時に研修を実施し、周知徹底を図ります。事故防止への意識を高めます。
- ⑧マニュアルは不備や変更が必要な箇所があれば速やかに更新するとともに、ファイルを活用し、誰もが速やかに一読し理解できるようにします。
- ⑨法人全体で、毎年、安全週間（7月）を計画実施しており、法人全体及び施設としての安全体制の確認、ヒヤリハット作成・確認、マニュアル点検を実施します。職員の安全に対する意識を高めます。
- ⑩貸室利用団体だけでなく、地区社会福祉協議会の方々とも協働して防災訓練を実施します。事故防止への意識を高めていけるよう努めます。
- ⑪地域の防災訓練へ参加や災害ネットワークに参画することを通して、防災に対する意識を高めます。災害時にも役立つネットワーク作りに協力していきます。
- ⑫警察署と連携して地域住民、介護事業者向け防犯講座を行います。地域の防犯活動等に参加し、防犯に対する意識を高め、ネットワークを強化していきます。
- ⑬他事業所の事例などが報告された場合は、速やかに情報を共有し考察し、自らの改善に繋がります。併せて、自らの事例も積極的に公開します。
- ⑭子どもたちの日頃の見守を実施します。緊急時には駆け込み避難もできる場所として位置付け、小学校と連携し、こどもたちが安全、安心して利用できる施設を目指します。

2. 緊急時（防犯・防災等・震災・津波）の対応

- ①緑区防災計画とも連動した緊急時に備えたマニュアルを策定します。
- ②緊急招集体制を構築し、全職員に周知・徹底します。災害時や、夜間・休日などでも迅速に行動が取れるような体制をとります。
- ③災害時福祉避難場所となった場合、地域防災拠点や区及び局などと密接に連絡を取り合いながら運営していきます。
- ④防災備蓄品の確認、点検などを定期的実施します。緊急時、災害発生時に備えます。

3. 急病者への対応

- ①AED（自動体外式除細動器）を設置済みですが、有効に活用できるように職員講習を定期的実施します。全ての職員が迅速に対応できる体制を強化します。
- ②急病者が発生した場合、第一次救命措置をとるとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など、必要な措置を行います。また地域や介護事業所などから急病者の発生の相談を受けた際、看護師などによる相談や専門的判断を行い、救急対応します。

4. 感染症予防への取り組み

- ①職員は日頃より自身の健康管理・維持向上に努めます。適宜手洗い、うがいなどの実施を推奨します。感染対策マニュアルにそって安全衛生管理委員会を組織し、感染症予防に取り組みます。
- ②調理室に関しては、利用者が衛生管理を積極的に行えるように案内や掲示を行い、専用の掃除用具の貸し出し等も行うことで衛生的な環境維持を心がけます。
- ③貸館利用団体の部屋利用が終わった際には清掃時間を確保し、清潔保持と感染症予防に取り組みます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1. 発災時に備えた事前準備

平時の取組み、マニュアルなど

- ①福祉避難所開設マニュアルの整備・更新を必要に応じて行います。
- ②地域協力者を増やすよう顔の見える関係を構築します。
- ③BCP 計画の整備・更新を行います。

防災備蓄の整備・管理

- ①横浜市より整備される発災時応急的に必要と考えられる食料、飲料水、生活必需品等の個数管理や保管状況確認を定期的(毎月の1日)に行い、発災時に適切に使用できる状態を維持します。
- ②防災備蓄庫内の配置に関しては、使用期限が近い物を順次配置して期限切れの食品が残らないような工夫をします。
- ③備蓄の品名一覧と使用期限と個数を表で掲示し、災害時に誰でも防災備蓄庫内にあるものを把握・確認できるようにします。
- ④水は飲料水用以外にも備蓄を行い断水等にも数日間に対応できるようにします。
- ⑤寄付された車いすやポータブルトイレやおむつ等は普段は貸し出しや配布を行い定期的な点検等の管理を継続し、発災時には受け入れた要援護者のケアに活用します。

育成、研修

- ①避難訓練、災害図上訓練、システム活用訓練を実施し、必要な対応ができるようにします。
- ②福祉避難所開設時、受け入れが想定される要援護者とその家族を支援できるように、基礎的なケア提供の技術研修を行います。
- ③BCP 計画にあるように、介護が必要な方になるべく早く通所介護や居宅介護支援等を再開できるような体制づくりを行います。

知識の普及と啓発活動

- ①鴨居中学校、中山中学校など職場体験の際に自助、共助、公助を学び福祉避難所の理解を深めます。
- ②東本郷小学校防災拠点運営委員会と連携して災害に備えます。
- ③東本郷ケアプラザ広報誌やホームページで情報提供を行います。
- ④ひがぽん（子育て支援プログラム）など子育て世代に防災教育の機会を設けます。
- ⑤地域の方へ自身の備蓄品のおすすめ案内や施設内で展示を行い災害に備えます。

2. 福祉避難場所の運営

職員の参集

- ①配置職員の自宅からの日頃の通勤手段や、発災時徒歩での出勤の場合の経路・所要時間、家族構成等を考慮し、発災時の対応人員や役割分担を行います。
- ②震度5強以上の地震発生した際は自分自身の安全を確保し、家族や自宅の安全を確認した後、東本郷地域ケアプラザに参集します。また、情報共有ツールとして電話、SNS（ホームページ、X、line）を活用します。
- ③受け入れ避難者人数によっては不足となる職員人員は、区役所に設置される区本部やボランティアセンターとのやり取りを通じてボランティア人員を確保します。
- ④同法人の他施設に勤務する徒歩圏内在住の職員への応援依頼や日本各地で発生した災害時にボランティア活動を行ってきた法人ネットワーク活用し、人員の確保を行います。

福祉避難所の開設及び要配慮者の受入

- ①施設の安全が完全に確保されてから、行政の要請、対応職員の状況に合わせ開設、受入を開始します。
- ②運営シフトを組み合わせながら、負担が一人に集中しないよう運営します。
- ③ボランティアにはオリエンテーションを必ず実施し安全に避難所運営ができるように取り組みます。
- ④二次災害に遭うことがないように、定期的に施設や周辺状況を点検、行政とも共有しながら対応します。
- ⑤福祉避難所の収束については、避難者の理解と協力を得る必要も想定されるため、行政とともに丁寧な対応を行います。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1. 横浜市東本郷地域ケアプラザ防災・減災計画の推進

- ①横浜市東本郷地域ケアプラザ防災・減災委員会を設置します。
- ②関係行政機関と連絡を取り、必要な訓練を実施します。
- ③職員が横浜市普通救命講習を受講し、応急手当普及員となれるよう配慮します。

2. 地域の方々との協力関係

- ①日頃より地域関係者との協働を行い、協力関係を構築します。

②地域防災拠点や自治会の防災訓練に参加し、協力関係を構築します。

③東本郷小学校防災拠点運営委員会と連携して災害訓練を開催します。

3. 防災・減災啓発活動を推進

①ひがぽん、のんびりサロンなどの自主事業、デイサービスなどで、緑区防災マップ、洪水ハザードマップ、浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震マップなどを紹介し情報提供を行うとともに、緑区防災計画（震災対策編、風水害対策編）の学びを深めます。

②横浜YMCAとして、阪神淡路大震災支援、東日本大震災支援、熊本地震、能登半島地震被災地支援などに派遣した職員の報告会や学びの機会を設けます。

4. 災害（火災）訓練の開催

鴨居消防署と連携し、通報訓練、水消火器訓練、煙ハウス体験など地域住民に消防訓練を実施します。

5. 緊急時対応や防災備蓄品の確認、点検

AED（自動体外式除細動器）について住民へ周知し、緊急時対応を行い、救急隊・医療機関への引継ぎを円滑に行います。

6. 安全週間（7月）展開

①施設としての安全体制の確認、ヒヤリハット作成、確認や、マニュアル点検を行う事などを通して、職員の安全に対する意識を高めます。

②貸室利用団体だけでなく、事務所を置かれている地区社会福祉協議会の方々とともに協働して防災訓練を実施し、事故防止への意識を高めていけるよう努めます。

7. 感染症の発生・まん延に備えるための取組

①職員の健康管理を徹底し、職員自らの健康維持に努めます。安全衛生委員会を組織、感染症予防に努めます。

②調理室は、きめ細かな掲示・案内等を行います。利用者自らが確実に衛生管理に関して意識が持てるように働きかけを実施します。絶えず衛生的な環境維持に努めていきます。

③発生時には、感染発生の周知を行い最小限に抑えます。

④高齢者の利用が多いため、マスクの推奨、手洗いうがい、手指の消毒を実施します。体調不良者、主に 37.5 度以上の方の館内への来所を控えるよう注意喚起を行います。



東本郷小学校防災拠点訓練



ケアプラザ避難訓練

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターは、初めて福祉サービスを利用しようとする方が、最初に訪れる場所となることが多く、責任と役割は公正で中立でなければなりません。そのことを常に意識して、全ての人にとって公正中立な福祉サービスを展開するため、以下の取組を重点とします。

1. 市民・団体に対しての取組

- ①登録団体による施設利用の申し込みは、団体区分に沿った申し込み手順で行うこととし、申し込み開始日時、申し込み手順についてもマニュアルに沿って行い、各利用登録団体に申し込み開始日時、申し込み手順を周知することで公平性を保ちます。
- ②様々な地域情報を集積し、必要時に配布できるように取り組みます。情報に偏りがないように、または業者からの利益誘導などがないように継続的に見守ります。
- ③障がいのある方や合理的配慮が必要な方のご利用に際しては、現況の設備を最大限活用し配慮をいたします。

2. 介護保険サービス事業者に対しての取組

- ①利用者から介護サービス利用の相談があった場合、居宅介護支援業務、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務においてサービス提供事業所の紹介を行う際には、『介護情報サービスかながわ』、『ハートページ』、『ミルモブック』などを活用し、相談者自身が介護サービス事業者を選択していけるように支援します。
- ②利用者が介護サービスの選択に迷うようなことがあれば、一覧表を基にしつつも、事業所の特徴などについての説明を加え、利用者自身での選択を支援します。
- ③居宅介護支援事業所の選定支援を行った場合、その情報を統一の記録として残し、公正・中立な支援が継続出来ているか自己点検に活用します。
- ④利用者が多様なサービスの中から選択が行えるように、フォーマル、インフォーマルサービスの情報収集を常に行い、パンフレット、リーフレットを分かりやすくファイリングして、利用者が自ら情報を得て選択しやすいように努めます。
- ⑤住民向け講座などの自主企画事業開催にあたっては、特定の団体もしくは事業者の宣伝の場とならないように配慮します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1. ニーズ、要望の情報収集と対応

- ①「ご意見箱」を設置し、利用している方の意見を収集し、職員会で解決策を検討します。
- ②アンケート結果及び改善策を館内掲示にて公表します。
- ③普段から利用者と積極的な挨拶を交し、利用者がケアプラザスタッフに対して話しやすい環境づくりに努めます。
- ④掃除を含め整理整頓を徹底し、設備環境を整え、快適な場所づくりを行います。
- ⑤地域包括、地域交流、生活支援などチームで連携して動き、問い合わせやニーズなど即座に対応できるようにします。
- ⑥地域の方の要望から地域課題を把握し自主事業等を実施します。
- ⑦運営に当たっては、広く地域の方々に参画していただけるよう環境を整えます。
- ⑧開催した事業はケアプラザニュース、ホームページ、SNSにて報告します。
- ⑨自主事業終了後に聞き取りやアンケートを実施し、ブラッシュアップや改善に生かします。
- ⑩自治会、民生委員・児童委員協議会などの会議へご了解をいただき出席します。
- ⑪地域行事などに積極的に参加し地域のニーズを把握するアンテナを高く保ちながらケアプラザすべての職員が地域と顔の見える関係づくりを行います。

2. 相談・苦情について

利用者の相談、苦情受付に対する役割を以下のように定め、施設職員全員ですみやかに対応していきます。

役割	内容
相談苦情受付対応者	・相談や苦情を受け付けたすべての職員がこの役割を担います。 ・相談、苦情の内容（主訴）を明らかにします。 ・相談や苦情は総合相談票に記入し、所長に報告します。 ・その場で回答できるもの（部屋の利用方法、自主事業の内容など）については速やかに回答します。 ・その場で回答できないものについては後日回答する旨お伝えするとともに、速やかに所長に報告します。
相談苦情責任者（所長）	・ケアプラザの相談、苦情の最終的な責任を負います。 ・総合相談票の内容を精査し、対応した職員や相談者から事情を聴取した上で、職員会議などで内容を全職員に周知します。 ・対応の後、すみやかに相談者に回答します。
第三者委員	・法人として福祉事業相談センターを設置、第三者委員を委嘱し対応します。
地域福祉事業部責任者等（事業本部長）	・相談や苦情の内容によっては、事業部内、法人内で速やかに共有を行い、対応について協議を行います。

- ①相談、苦情への対応方法を明記し館内に掲出するとともに、ケアプラザ広報誌にも掲載し周知をはかります。
- ②相談・苦情は、個人情報に配慮した形で、内容、改善策を掲示し、原則公開します。
- ③相談、苦情対応に関する個人情報は外部に漏洩することがないように十分配慮して取り扱います。
- ④受けた苦情や意見については、すみやかに行政に報告するとともに、必要な場合は助言を受け改善します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報の保護

個人情報は正に人間の人格そのものといえます。個人の人権を尊重し、以下のことを行います。

- ①「横浜市個人情報の保護に関する条例」等、人権に関する法令や条例を遵守し、個人の人権を守ります。
- ②「横浜市個人情報の保護に関する条例」をもとに個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報の保護についての考え方、方法、留意点について徹底を図るとともに、必要な場合は速やかにマニュアルの改訂を行い、改訂された場合は速やかに全職員に周知徹底します。
- ③「横浜市個人情報の保護に関する条例」に関する研修、法人で策定する行動規範に関する研修を全職員対象に毎年行い、人権を尊重した取組み、個人情報保護について誓約します。
- ④介護保険事業に関しては、契約締結時に個人情報使用同意書の内容を説明し、同意を得ると共に、個人情報の取り扱いについて十分な配慮を行うことを説明します。
- ⑤職員が使用するパソコンには、パスワードをかけることで第三者が情報を見ることができないようにします。また、ワイヤーでパソコンを机と固定することで情報漏洩を防ぎます。
- ⑥紙媒体による個人情報については、個人情報が含まれているファイルは鍵付きの棚へ保管し、職員以外が見ることができないよう徹底します。
- ⑦FAXのご送信防止対策として、送信先の番号確認は2人体制で行います。また間違い電話防止対策として、電話番号は市内であっても市外局番から掛けるようにします。

2. 情報公開の取り組み

- ①広報誌だけでなくホームページ、SNSも活用しながらより幅広い年齢層の地域住民へ必要な情報を届けます。
- ②毎年利用者アンケート実施し結果を掲示し、より良い施設運営へつなげます。
- ③館内に職員写真等の情報を掲示し、利用者の方に安心して利用していただけるような運営を目指します。
- ④館内に活動団体のリストを掲示し、住民が活動団体の情報を得られるようにします。

3. 人権尊重への取り組み

- ①法人で大切にしている4つの価値＜CARING『おもいやり』 HONESTY『誠実さ』 RESPECT『尊敬心』 RESPONSIBILITY『責任感』＞を、全ての活動の中で実践し、関わる人々と互いに認め合い尊重して過ごすことができるよう取り組みます。
- ②法人のもつネットワークを活かしながら、地域の方々とともに多世代交流プログラムや異文化理解講座等を実施し、お互いの理解を深めそれぞれを尊重できるように取り組みます。
- ③成年後見制度の普及啓発など認知症の方や介護が必要な高齢者などが、尊厳を保ち生活していくことができるよう取り組みます。
- ④子ども達からの声にも耳を傾け、子ども達の人権・尊厳が守られるよう取り組みます。
- ⑤地域住民だけでなく、広く多方面の方が利用する公的施設として、年代、性別、国籍を問わず、すべての人に公平中立に対応します。

- ⑥法人全体で「人権研修」や「ピンクシャツデー」の取り組みを行います。2024 年度の人権週間のテーマは「自己変容～自分の中にある差別や偏見にきづく～」とし、「そんなつもりでなくても相手を傷つけてしまうこともある」ことに気づくことから自分自身が変わるきっかけとなるよう研修会とハラスメントチェック、人権チェックリストを行い、職員間で話し合う場を持ちました。
- ⑦地域ケアプラザで作成する広報誌や掲示物、ブログ、ホームページ等について、すべての人の立場にたって表記に配慮をします。
- ⑧横浜市人権施策基本指針にそって、区主催の人権研修に積極的に職員が参加し、学びを深めます。

ピンクシャツデー
(いじめをなくそう)
キッズヨガ生徒の皆さん



(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 環境への配慮

私たちは地域の方々とともに「ヨコハマプラ5. 3計画」に積極的に取り組んでいきます。また、法人内には「SDGs タスク委員会」が設置されております。その委員会では、すべての人が社会課題を自分ごととして考え行動していくことです。様々なキャンペーンなどを設定し、それをもとに各拠点で環境への配慮等に取り組んでいます。地域の方々の理解をいただきながら、共に環境に優しい取り組みを行います。

- ①ヨコハマプラ5. 3及びSDGsに賛同し、ゴミの持ち帰りの徹底、手拭きペーパーの廃止など、リデュース（抑制）につとめます。
- ②LED化を進め、電気の節約を図っています。
- ③夏には地域住民と協力してグリーンカーテンを設置し、環境への配慮につとめます。
- ④人がいない部屋は電気を消す、エアコンは部屋の利用が終わったら止める、水は必要な分使う、といった基本的なことを職員だけでなく施設利用者とも共有し、節電や節水の取組をケアプラザ全体で進めます。
- ⑤施設を利用している地域の子どもたちともゴミ分別の理解を深め、環境への配慮の大切さについて職員も一緒に考えていきます。
- ⑥館内に回収ボックスを設置し、古切手、使用済みプリンターインクカートリッジを積極的に回収します。
- ⑦食事は食べ残さない、持参した箸を使う、過剰な包装はしないなど、ゴミそのものを減らす努力

を行います。

⑧繰り返し使える、詰め替えができるなど環境に配慮した備品、消耗品の購入に心がけます。

⑨区社会福祉協議会とも協働し、フードドライブの取組みを継続します。

⑩脱炭素宣言を行い、脱炭素化に取り組みます。

2. 市内中小企業振興

これまで横浜市の経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会に貢献し、横浜市の発展に大きく寄与してきた市内中小企業が、近年のグローバル競争の波にさらされながらも、活き活きと活躍できる体制が必要だと考えます。横浜市内中小企業振興基本条例の主旨を踏まえ、修繕等の発注、物品の調達にあたっては、市内中小企業の優先発注を行います。市内の経済活性化に繋がるよう中小企業の優先発注に積極的に取り組みます。

①日々の業務での材料、備品購入については、地産地消を心掛け市内の商店等からの購入を優先します。

②市内で調達できるものは市内からという方針で取り組みます。

③施設内の備品については基本的に職員が修理保全をしていきますが、職員による修理が難しいと判断した場合、できる限り市内企業に依頼するようにします。

④近隣地区で活躍されている企業、店舗の皆様と互いに協力し合うことで、地域資源の力を一層活性化させ、より良い地域づくりに貢献します。

3. 男女共同参画推進

当法人の「異なった文化、民族、思想、信条を尊重し、ともに助け合って生きていく世界を築くことにつとめる」という理念と横浜市男女共同参画条例・横浜市中期計画のジェンダー平等の推進の政策にのっとり、以下の取り組みをしています。法定の育児休暇・介護休暇に加え、子の看護休暇と時間短縮勤務は子が小学6年生になるまで取得可能です。法人内にワーク・ライフ・バランス推進委員会を設置し、「男性職員が育児休暇を取りやすい環境づくり研修」の実施や「出産育児に関する休業・介護に関する休業フローチャートの作成・産後パパ育休相談窓口」を設置し、性別にかかわらず育児・介護休暇の取得をとりやすい環境を整えています。横浜市民局人権課が作成した「性の多様性と職場づくりを考えるハンドブック」を活用し、多様な性の在り方への職員の理解を深めました。また、横浜市主催の「女性のためのキャリアデザインプログラム」「女性のリーダーシップセミナー」に職員が参加し、女性が管理職になるための学びを得ています。2023年度の法人内に占める、係長相当以上の女性管理職の割合は50%となっています。

また、2023年度「パパ講座」を開催し、子育てや家事の相談や参加者同士でアイデアを交換するなど、男性の育児・家事への参画が深まるきっかけとなりました。

地域ケアプラザにおいては、事務所内および地域ケアプラザ利用において、セクシャルハラスメント防止に努め、地域の中でDV被害、性犯罪被害により悩む人が、他者の目にはつかない状態で情報を入手できるように、掲示物、チラシの置き場所および大きさに特に配慮した情報提供を行います。また、匿名の相談にも応じ、『かならいん』、無料法律相談などの公的相談窓口のご案内も行います。

4. ワーク・ライフ・バランスの取り組み

ワーク・ライフ・バランスについては、職員のウェルビーイングの実現のために以下の取り組みを行っています。全職員に向け「充実した仕事と充実した生活を考える」研修、「職員一人ひとりが自分自身のキャリアウェルビーイング」を実現するための研修を行っています。また、2023年度・2024年度は、神奈川キャリア形成・リスキリング支援センターの支援を受け、法人管理職を対象にセルフキャリアドックの試行導入を行いました。今後、管理職が個々のキャリアの価値を理解し、より活躍の幅を広げる視点を持つ機会となりました。今後、法人内の職員へと対象を広げ、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現しながら働く事ができる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、女性も男性も働きやすい職場づくりを進める事業所として、横浜市より『グットバランス企業』の認証を受けました。

5. 職員の健康への取り組み

横浜市では、従業員等の健康保持・増進の取組が、企業の収益性を高める投資であるにとらえ、従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践する「健康経営」を推進しており、健康経営に取り組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証しています。当法人は、2019年『横浜健康経営認定事業所 AA』として認証され、さらに職員の健康づくりにつながる様々な取り組みを続け、2020年1月より『横浜健康経営認証事業所 AAA』として認証されました。法人全体で職員の健康維持・増進に取り組んでいます。

6. SDGsへの取り組み

当法人では、主要課題としてこれまで活動を行ってきた人権や平和、そして環境への取り組みを世界の仲間と連帯して実現していくよう「誰も取り残さない」と提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の運動に連なって活動を行っています。「Y-SDGs」や「かながわSDGsパートナー」として認証登録され、SDGsを推進しています。また、脱炭素やエシカル消費にも法人全体でタスクチームを構築し、私たち一人ひとりが身近な社会課題を「自分ごと」として考え、行動することがこの目標を達成する第一歩となると考えて、各拠点において取り組みを行っています。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

コロナウイルス感染症で利用の制限がありましたが、令和5年から5類感染症となり毎年稼働率は少しずつ上昇しています。今後も稼働率が少しでも上昇するように対策します。

- ①稼働率が低い夜間時間帯に随時自主プログラムを実施します。
- ②他の時間帯の稼働も上昇するようどの時間帯が空いているかの貸館稼働率表を掲示します。
- ③貸館説明会時や広報誌に稼働率の情報提供を行い、どのような団体であれば利用できるのか地域に対して広報を強化します。

現在の稼働率

【令和6年度】(9月)

	午前 (9-12)	午後1 (12-15)	午後2 (15-18)	夜間 (18-21)
多目的ホール	65%	53%	51%	24%
調理室	32%	24%	12%	0%
ボランティアルーム	50%	76%	64%	29%
地域ケアルーム	29%	30%	23%	24%

目標稼働率

【令和10年度】 令和6年度を基本に5%増を目指します。

	午前	午後1	午後2	夜間
多目的ホール	70%	58%	56%	29%
調理室	37%	29%	17%	5%
地域ケアルーム	55%	81%	69%	34%
ボランティアルーム	34%	35%	28%	29%

1. 利用率向上のための対策

- ①毎月発行する広報誌に、地域住民の活動拠点として貸し室を行っていることを掲載し、ケアプラザの機能を改めて周知します。施設の貸出方法や稼働率を掲載し回覧板や自治会掲示板を通して地域へ情報発信を行い、ケアプラザの存在の意識付けを継続します。
- ②地域住民が気軽に利用したいと思うような分かりやすい「利用のしおり」を作成し、手に取りやすいよう受付に設置します。
- ③ホームページ、SNS等で情報発信することにより幅広い周知を行います。
- ④仮予約時に希望の貸し室が埋まっていた場合は、代替の活動場所や空き状況を提案し利用推進を図ります。
- ⑤貸し室の機能をPRし、空き状況を可視化することで、より多くの地域住民の活動拠点として有

効活用されるように推進します。

- ⑥自主事業の参加者に貸し室の利用説明を行います。参加者が地域で自発的に活動する機会を提供し、これまで利用したことのない新たな方の貸し室利用につなげます。
- ⑦夜間帯の利用率を向上させるために働いている世代を対象に健康づくりの視点を取り入れた自主事業を実施します。
- ⑧地域のニーズに見合った事業を展開すると共に、夜間帯の具体的な活用例を挙げるなど工夫を凝らした情報発信を行います。
- ⑨調理室にて、料理教室、配食サービス、食堂等が行えることを宣伝し利用率を上げていきます。
- ⑩利用団体交流会を行い、利用者同士が顔の見える関係を構築し、相互の活動を促進します。
- ⑪利用しやすい施設を目指し、利用者と現況を評価・改善します。地域に根差したケアプラザを地域の方と一緒に作っていくことを目標とします。
- ⑫清潔で明るく開放された施設を目指し、施設使用後の清掃を利用者に責任を持って行って頂けるよう協力体制を築きます。快適で居心地の良い施設を維持するために、定期的に利用者だけでなく地域に広く呼びかけ、大掃除や近隣の清掃活動に取り組んでいきます。地域住民と一緒に美化活動を推進します。
- ⑬すべての方を元氣な挨拶とにこやかな笑顔で迎え入れるホスピタリティを大切にします。
「ケアプラザで活動したい」と思う方を増やし利用率向上に努めます。

2. 効率的な施設貸出の方法

施設貸出について、全職員が公正中立で正しく対応できるよう研修を行い、情報の共有を図ります。登録時に細かなヒアリングを行い、登録団体が円滑に貸館利用できるように努めます。施設予約のシステム化に関しては横浜市の提供するシステムを活用予定です。システム導入までの期間においては従来の予約方法にて対応いたします。団体の登録時や初回利用時、代表交代時には、貸し室の利用方法等（貸出備品、清掃方法、避難経路等）の確認を行います。

3. 情報提供の方法

館内や館外に設置された掲示板、またチラシ用のラックを活用し、利用者・来館者への有益な情報提供を促進していきます。

- ①ラックは分野ごとに分け、表題を付けるなどの工夫を行い、チラシに関しても定期的に整理を行い、利用者が必要とする情報を見つけやすい工夫を行います。
- ②来館者には職員から積極的にお声がけを行い、来館者が求めている情報がある場所へご案内が出来るようにします。
- ③子育て世帯から高齢者まで幅広い世代に向けて情報を提供していくために、地域の関係機関とも連携を密に行い、様々な情報が集まる場となっていけるように努めます。
- ④館内掲示板や道路沿いの窓を有効活用し、視覚にも広報物を用いて、地域ケアプラザが地域住民の活動拠点として貸し室を行っていることをPRし、自主企画事業や講座の情報などを随時発信します。
- ⑤職員がそれぞれに把握している情報も口頭での情報共有だけでなく職員回覧やメールを活用し、情報共有を行い、利用者に対しても情報発信が出来るように努めます。
- ⑥ブログやSNSを活用し、幅広い世代に情報発信していけるように取り組んでいきます。

- ⑦利用団体を紹介するスペースを設け、団体のチラシ等の掲示を行います。チラシのない団体に関しては団体紹介シートを記入してもらい、新規メンバーの募集や情報周知において団体の活動を支援します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域ケアプラザは、高齢者の相談窓口と認識されていることが多いですが、すべての世代の相談に業務を行っています。ただし、それぞれの課題に対する専門家が常駐しておらず、他機関との連携が不可欠です。

1. 高齢者

- ①区役所、緑区社会福祉協議会、近隣ケアプラザと連携を取りながら行います。特に、自治会や民生委員とのつながりは不可欠で、ケアプラザの職員だけでは対応できないことを担っていただいております。またボランティアセンターや地域の方々との助け合いも必要となりますので、信頼関係を深めていきます。
- ②新聞販売店、近隣商店等もご協力いただき、いろいろな方、団体と連携しながら、相談をつなげていける仕組みづくりを行っていきます。
- ③自主事業、訪問時や各活動団体へ、「何かあればケアプラザへ来てください」と常に伝え、信頼関係を築きながら、安心して相談していただけるようにしていきます。

2. 子ども

- ①子育てサロンを実施し、相談しやすい関係づくりを行っていきます。
- ②定期的に子育て拠点との会議やイベントを実施し連携して相談をつなげられるようにしていきます。
- ③東本郷地区子育て支援連絡会、児童委員、保育園等、連携をしていきます。
- ④小学校、中学校、学校カウンセラー、朝ご飯を食べる会（子ども食堂）とも連携を図り、子ども子育てに関して、だれも取り残さない活動を行っていきます。

3. 障がい

- ①地区内の県立みどり支援学校の支援連携担当者との連絡を常に行っていきます。
- ②基幹相談センターと連携を図り、区役所、区社協と連携し、相談窓口として周知を行っていきます。
- ③障がい児・者余暇活動を月1回実施し、障がい者の居場所づくりやレクリエーションの場としてボランティアとともに実施していきます。

4. その他

ボランティアセンター、成年後見、相続、遺言等の個別相談会、（公益財団法人コスモス・成年後見センター）こころの病相談（緑区生活支援センター）消費生活相談センター あんしんセンター等と連携を図り、相談の際にすぐに連携が取れる体制づくりを行います。

5. 相談者への情報提供媒体について

①紙媒体による方法

紙媒体による情報提供を行います。地域ケアプラザの広報誌や自主企画事業の案内は、掲示板や回覧板を通して、自治会単位で情報が伝わるようにします。広報誌は関連団体・関係機関・地域のネットワークの中にある関係機関やエリア内の公共施設や商業施設にも置いていただけるよう取り組みを行います。

②ブログなどの電子メディアを活用した方法

定期的にブログやSNSを更新し情報提供します。自主企画事業や相談受付時間などの情報を掲載し、特に子育て中の若いスマホ世代の方が情報にアクセスしやすい環境をつくります。

③職員による直接的な伝達・広報

来所相談、出張相談、訪問相談の際には、職員が紙媒体の説明資料や図解説明により詳しい情報提供を行います。コミュニケーションボード等も活用し相談者の理解しやすい方式による説明を行います。

④日本語以外による情報伝達

日本語以外を母国語とする方々には、国際交流ラウンジと連携し情報提供を行います。また、近年、その精度が著しく向上している翻訳ソフトも活用します。言語や生活習慣の違いが地域社会参加の壁とならないように、地域や地域ケアプラザの行事や自主企画事業への参加を案内してきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1. 各事業担当間の連携

地域ケアプラザの役割を果たすためには、配置されている専門職の特性を生かした連携が不可欠です。必要な情報が各スタッフに届くよう、月1回の全体会議、事業別会議等の定例会議を実施し課題検討、ニーズ把握、情報共有を行い円滑かつ効率的な管理運営を実践します。

- ①重要な案件、緊急な事案の場合は、臨時会議を開催し、ケアプラザ全体で情報共有を行い、対応します。
- ②必要な場合には事業別会議に他事業担当者が参画し、迅速な対応ができるようにします。
- ③全体会は安全衛生委員会を兼ねることとし、ヒヤリハットや事故報告を行い、情報共有を徹底し、より安全安心の施設運営ができるようにします。
- ④行政からの通知や情報はメール、回覧などを活用し、タイムラグなく周知、徹底し業務を推進します。
- ⑤各職種会議、研修参加、実施事業の実施前に必要な情報を共有し、必要な場合は協働するとともに、終了時には報告を回覧等で行い共有し、他の取組みに生かせるようにします。

2. 近隣教育機関等との連携

東本郷地区は地区の子どもたちが通学する諸学校や地区内にあるみどり支援学校との関係が非常に良好といえます。その子どもたちが地域ケアプラザにあるフリースペースを利用したり、福祉教育や体験の場として活用をしています。地域のこどもたちのすこやかな成長のために、地域ケアプラザが子どもたちの居場

所であり、子どもたちを見守り、子どもたちが困った時に気軽に相談できる関係性を築いていきます。

- ①各学校の主催行事にできる限り顔を出し、顔の見える関係性を継続して構築します。
- ②菅田地域ケアプラザ、鴨居地域ケアプラザ、城郷小机地域ケアプラザ、東本郷地域ケアプラザ、鴨居中学校、東鴨居中学校、菅田中学校、城郷中学校と連携し、ちょいボラサポーターズを実施していきます。
- ③みどり支援学校評議員会に名をつらね、ともに障がい児教育を推進します。
- ④PTA等が実施する活動の情報を収集し、可能なイベントなどに協力や協働を行います。
- ⑤地域のある保育所などを自主事業に招くなどし、ともに福祉の推進に取り組みます。

3. 公的施設等との連携

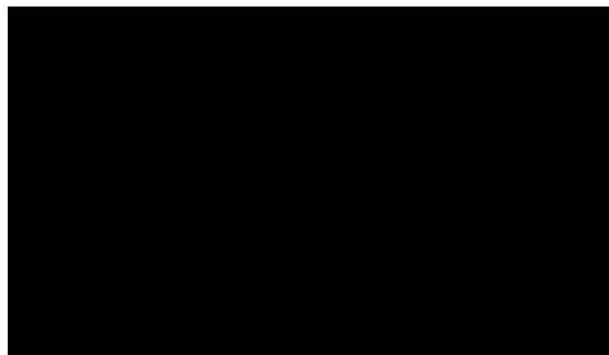
地区内には東本郷小コミュニティハウス、みどりハイム集会室があり、地域の方々に活用されています。

- ①随時、近隣施設を訪問し、顔の見える関係の中で情報を共有します。
- ②近隣市民利用施設の広報誌を相互に共有し、情報提供を行います。
- ③地域ニーズに合わせ、必要な場合は共催事業の実施など、協働した取組みを行います。

4. その他の連携

地域ニーズに合わせて、安心して暮らし続けていくことができる地域づくりや、医療や介護が必要になっても多様な専門機関を含めた、地域ぐるみのネットワークを機能させていくことが重要です。地域ケアプラザがその役割を果たしていくためには、様々な関連施設、団体と連携していく必要があります。連携、情報共有することによって、はじめて質の高い地域包括ケアが実現するとの考えから、円滑かつ効率的な管理運営をしていきます。そのために取り組んでいく重点的取組みは次の通りです。

- ①事業協力や会議研修、相談対応を活用し、顔の見える関係や課題やニーズ把握につとめ、医療と介護の連携を強化します。
- ②地域ニーズに合わせ、地域の関連団体、行政機関、社会福祉協議会、関連施設との連携を強化します。
- ③介護予防の推進、介護サービスの充実強化のために介護保険事業所等との連携強化を図ります。
- ④安全な町を継続するため警察からの情報提供や、消防の協力による訓練実施などにより、顔の見える関係を継続構築します。



ケアプラザ祭りにて
(みどり支援学校、地域作業所の皆様)

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

1. 地域活動を行う地域住民等のネットワークの構築

- ①個別課題、地域課題を早期に把握し支援に繋がるよう民生委員や自治会との情報交換会（定例カンファレンス）を継続します。
- ②地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の趣旨に沿った事業の取り組みが行えるよう、月1回の地区支援チーム会議に参加し情報共有と地域状況の把握に努めます。また地区別計画推進委員会へ参加し、地域での見守り・支え合いが強化され、早期発見・早期対応に繋がるよう情報共有や課題解決に向けたネットワーク構築に取り組みます。

2. 専門的なサービス提供を行う専門職等のネットワーク構築

個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議を主体的に開催します。また医療、警察消防署、行政書士などを講師とする講座、研修を企画時には居宅介護支援事業所や訪問看護ステーションなど関係事業所職員にも参加を呼びかけ、支援に係るスキルアップと顔の見える関係性をつくる機会の提供を行い専門職等のネットワークの構築に努めます。

3. 地域住民等と専門職等とのネットワークの構築

地域で生じる課題をリアルタイムで考える会議を定期的に行い、地域のネットワーク強化を図ります。

4. 活動・サービスの創出・継続・発展のための連携・協議の場

- ①地区別計画推進委員会への参加と専門委員会に参加し、地域の課題を把握し、地域活動、ボランティアの創出に係る支援を行います。また継続・発展のための後方支援を行います。
- ②自治会、老人クラブ、自主活動団体等の活動や会議の場に参加し、活動、サービスの創出・継続・発展のための情報提供（助成金活用、ボランティア派遣など）を行います。また情報提供、後方支援に協力が必要な行政や関係機関等との調整や協議の場の提供に努めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域福祉を推進する上で、行政だけでは実現困難なもの、地域ケアプラザだけでは実現困難なもの、といった状況がどうしても起こります。地域福祉を推進する上では、区行政と地域ケアプラザが協働することで、より質を高め、地域ニーズに即した質の高いものにしていくことができます。

区政運営方針を推進する上でも、地域ケアプラザが行う様々な自主企画事業などを通して、顔の見える関係の中から把握したニーズや、高齢者や障がいのある方の意見など、重要視しなければならない意見などを、地域の中からくみ取り、その上で地域ケアプラザと行政機関とが連携し、ニーズに対応していくことによって、誰もが住みやすい町にしていくことができると考え取組みます。

- ① 子育て、障がい児・者支援、高齢者支援、生活困窮者支援のみならず、その他関連会議や事業に参加

加し、協力を行いともに推進します。

- ②各種連絡会、ケースカンファレンス、協働事業等の実施により検討を行い、個別課題や地域課題の解決に向けて、効果的な役割分担のもと、協働して取り組みます。
- ③月一回 4 職種と区・社協の定例カンファレンスを行います。
- ④ケアプラザ内では月一回の職員会議以外に随時、朝の会、メールなども活用しながら報告、連絡、相談を行い職員全体が課題に取り組める体制を整えます。
- ⑤自立支援協議会全体会及び分科会、セーフティネット会議、子育て支援連絡会等に参加し、顔の見える関係づくりを継続していきます。
- ⑥一人暮らし・高齢世帯者・安否確認が必要な利用者などを民生委員と包括・区で現状を話し合い、必要時は訪問をするなど連携しながら高齢者地域住民の安否確認を図り安心安全な町作りをともにを行います。
- ⑦介護保険事業職員も積極的に、地域活動や地域の会議に参加し、顔の見える関係の中でともに推進できるように取り組みます。
- ⑧地域の方にも知って頂きたい情報・生活上の役に立つ情報が得られた場合には、館内掲示、自主事業、出張講座、老人クラブでのご紹介等を行い、公的機関として区行政と共に広報に努めます。
- ⑨ご了解のいただいた場合は、地域の会議にも参加し、行政計画の推進の理解促進を行います。
- ⑩共に地域の課題解決に向けた取り組みを実践していけるように努め、メンバーの多様性を活かし、地域を様々な視点から情報収集・分析を行い、毎年の振り返り・次年度の取り組みを検討します。
- ⑪それぞれの専門性と知識・技術を活かし、課題解決に向けた取り組みを 実践します。
- ⑫必要な場合には区代表の役割を担うなどし、市域全体の取組みにも協働できるようにします。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

『みどりのわ・ささえ愛プラン』について、支援チームメンバーが一体となつてのネットワークづくりができるよう、行政、区社会福祉協議会との連携を密にし、情報共有、意見交換、を通して意思統一を図ります。

ケアプラザは地域住民に溶け込んだ存在として常に地域住民からの意見、情報の収集を行い、住民目線の提言や地域住民の意見や思いを伝えていきます。

また地域の方々による地区別計画専門委員会に参画し、「顔の見える関係づくり」、「地域課題を共有し考える場づくり」を行う他、他の会議等を活用し課題や意見を伝え、ネットワーク構築や計画遂行に住民の参加、協力が多く得られるよう丁寧な説明、働きかけを行っていきます。

- ①地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の趣旨に沿った事業の取り組みが行えるよう、月 1 回の地区支援チーム会議に参加し、タイムリーな情報共有と地域状況の把握に努めます。
- ②課題やニーズに合わせ、必要に応じて支援チーム会議等に住民目線での住民目線の提言や地域住民の意見や思いを伝え解決に取り組めます。

- ③地区別計画推進委員会への参画と、その地区別計画専門委員会に参画し、地域の方々とともに課題の抽出とその解決の実践に取り組みます。
- ④日頃の業務を通じ、地域活動者と顔の見える関係性を構築し、要望、地域状況の把握や課題抽出を行います。
- ⑤地域支援の取組の方向性をまとめ、自治会、老人クラブ、地域団体の活動や地域防災・減災力の向上等、地域の活動を支援します。
- ⑥地域行事に参加、協働するとともに、ブース出展などを通じて、広く地域の方々に「わが町のこと」と感じ、一緒に取り組みを推進していく一員となっただけできるよう取り組みます。
- ⑦地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画にもつながりがあり、法人が積極的に展開するSDGsの取組み、ピンクシャツデー、平和の木の取組みなどを、地域住民や諸機関、関係団体に紹介し、安心安全な生活を推進します。

地区別計画策定委員会



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地域には、その地区の形状や歴史、その地区に住まわれる方の年齢構成や世帯構成、経済状況なども含め、それぞれ特徴があると考えており、地域支援を行う上では課題や特性、ニーズを理解し、把握することが重要だと考えます。

地域活動交流事業は、地域との関係性や行政、諸団体などとの関係性を深めながら、その理解を深め、これらを十分に踏まえた上で「みどりのわ・ささえ愛プラン」の考え方や法人の地域福祉保健への考え方を生かしながら、地域ニーズに対応し高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、異世代交流など、地域の方の要望などを具体化する形での自主企画事業開催や支援を心がけていきます。

幼い頃から障がいの有無に関わらず、気軽に参加できる自主事業を実施し、育児不安を感じることなく子育てが出来るように家族（保護者）を支援し、適切な専門機関につなげます。

成長の過程で、自立に向けたつまずきや困りごとに対して、地域住民と一緒に、障がいに対する理解を深め、地域の支え合いの中で安心して暮らせるように働きかけます。

また、地域ケアプラザの自主企画事業として地域におけるニーズの解決を目指すとともに、「人と人のつながり」・「地域とのつながり」をつくっていくことが大切であると考えます。事業へ参加することで自らの健康・生活課題や困りごとなどの解決を図り同じ自主企画事業に参加する方たちと顔の見える関係をつくることで、ケアプラザの事業だけでなく地域の諸活動にも、参加していける

ようなつながりの輪を広げていくことを目指し、地域の中でさらに充実した生活が送れるように支援していきます。

1. 高齢者分野での取り組み

- ①高齢者の方の関心が強い健康づくり・介護予防に関連した自主企画事業を行います。
- ②フレイル予防、認知症予防、ロコモティブシンドローム予防などのプログラムを積極的に実施します。
- ③講師に関しては法人の幅広い人脈を生かしそれぞれの内容適した講師を選定します。
- ④参加者同士がお互いに変わりがないか声を掛け合い、心配事や困りごとがあれば言い出せるような、気の合う仲間づくりへとつながっていくように、職員が時には参加者の輪の中に入りつつ支援を行います。
- ⑤地域ケアプラザ以外での会場も活用し、限定的な参加者層にならず新たな参加者を獲得していただけるように取組の周知を行い、近隣の施設との協働や交流も取り入れながら、実施の準備や片付けに積極的に参加者にも関わってもらうことで、自主活動化へのきっかけづくりや地域とのつながりづくりに発展していけるように取り組みます。

2. 子ども分野に関する取り組み

- ①乳幼児を対象とした事業では保護者と子の触れ合いとともに、同じ地域で子育てに励む保護者と子がケアプラザに集い交流し、子育てに関する情報交換や困りごとをお互いに話したり相談したりすることができるような場を提供していきます。
- ②事業内の中で歓談する時間を設けるとともに地域の子育て支援拠点や保育園と連携し、地域で行われている子育て支援事業の紹介なども行います。
- ④学齢期の子どもたちに向けては、学年を越えた交流や世代を越えて地域の方々とともに活動する機会を、長期の休みを活用し行っています。
- ④それぞれの事業では子どもたちの自主性が伸ばしていけるよう、地域の方々にも活動のフォローと見守りを協力していただき子どもたち一人一人と向き合っていけるように努めます。
- ⑤ちょいボラ活動を継続実施し、子どもたちが主体となって取り組む活動の場を創出し、活動を通して、自分のためだけでなく、周囲のことを考えて行動する思いやりの心、地域への愛着心を育み、地域の次世代を担う人材育成の一助となるよう働きかけます。

3. 障がい福祉分野に関する取り組み

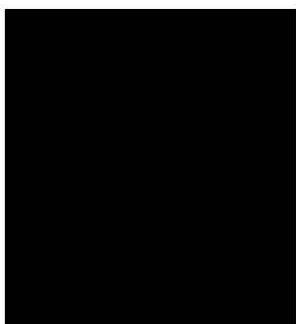
- ①基幹相談支援センターと連携し、障がい者に関わる講座を、専門職を招いて実施します。
- ②障がい者の余暇活動を自主事業で継続実施し、障がい者支援を行います。
- ③地域の障がい者施設と連携し、災害時に助け合える関係作りを行います。
- ④生活支援センター等と協働し心の病を知る講座や行政書士による個別相談会を実施し当事者の支援を行います。
- ⑤県立みどり支援学校と連携し、障がい児・者への理解や職業訓練等を実施します。

4. 普及啓発、自主化に向けて

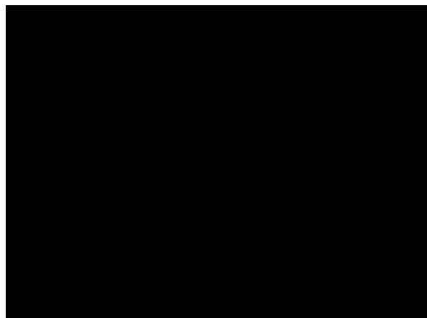
- ①各自主企画事業において、地域の消防署や警察関係の方に防災や詐欺等の事件防止の普及啓発を冒頭や締め時間帯に5～10分程度で実施していただき、地域力を高めていきます。
- ②それぞれの領域における情報は、できるかぎりまとめて配架、掲示するようにしわかりやすい情報提供の工夫を行うとともに、チラシを気軽に手に取ってもらえるよう職員からも呼びかけを行

います。

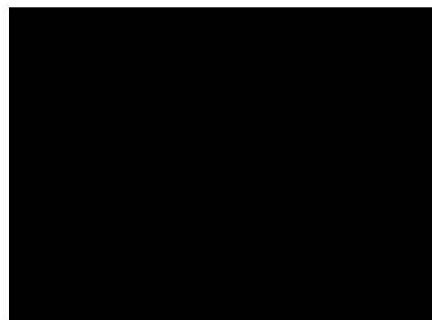
- ③ケアプラザの専門職やコーディネーターが地域のニーズをキャッチし、それに即したプログラムをケアプラザ事業として実施し、地域の活動に繋げ、自主サークル化できるような取り組みを行います。
- ④運営ノウハウなどを伝える自主活動を実施し、地域住民が自主的なグループを無理なく自発的に持てるよう取り組みます。



障がい児・者余暇活動
「かもかもクラブ」



子育てサロン
「キッズひがぽん」
(子育て拠点協働)



介護予防講座

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

東本郷地区では、地域住民の力によって多くの福祉・保健活動が行われ、すべての方が暮らしやすい地域になるように様々な活動が展開されています。団体の既存の活動の枠組みにとらわれず、それぞれの団体の持つ力を活かして、地域の課題を解決するために、関係団体とのつながりを構築し、包括的な取り組みが行われるように地域住民主体の活動をさらに強化し支援します。

また、既存の団体だけでなく活動の場を求める団体や地域活動の企画の場としてもご利用いただけるように多職種との連携を図り広報します。

1. 福祉保健活動拠点としての周知

- ①館内に団体活動紹介掲示板を設置し活動の紹介、団体活動の広報を行います。
- ②団体の希望に合わせてチラシの配架、参加者募集、ボランティア募集などの周知を行います。
- ④ケアプラザの部屋をより多くの福祉保健活動団体に使っていただくために、団体利用を促します。
- ⑤自主企画事業や団体活動報告をケアプラザの広報紙に掲載し、地域や関係機関での配布を行い、ケアプラザに足を運ぶことがない方にも情報を届け活用促進につなげます。
- ⑤ホームページ、ブログ、Xなどを活用し、多くの方々に情報を発信するとともに、情報弱者とな

りうる方たちに不利とならないよう配慮を実施します。

2. 福祉保健活動の場の創出

- ①地域で活動しようと考えている方やボランティア方が協議や地域活動の企画のために場所を使えるように、利用方法等についてご案内します。
- ②福祉保健団体に発展できる可能性のある自主グループを見定め、協働した活動や場の提供を行います。
- ③既存の枠を超えて集い、地域の新たな活動創出の場として施設を利用していただけるように、グループ作りの支援、団体登録の方法のご案内などを行います。

3. 利用促進をはかる取り組み

日頃、ケアプラザに関わりにくい年代をターゲットにした自主企画事業を土・日曜日夜間時間帯に実施し、利用拡大につなげながら、その活動が地域において福祉保健活動となるよう支援します。

うたごえ広場(日曜日)



ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の方々が意欲的に活動され、人と人のつながりを大切に、自助・共助・公助の営みが構築されている地域と考えます。その輪がさらに広まり、より住みやすい地域づくりに向けて、ボランティアを増やしていけるよう地域の方々と一緒に取り組んでいきます。

そのために、一人ひとりが無理なく関心を持ち続けられるような活動のきっかけを提供し、住みやすい地域づくりのために、個々の持つ力を発揮できるようにさらに支援します。

また、ボランティア活動を通して地域に貢献したい、生きがいがあり、はつらつと生活したいという方が、ご自身のペースでボランティア活動を続け、ケアプラザ内に限らず地域のイベント等の諸活動につながるよう、ケアプラザ全体で地域と連携しながら支援を行っていきます。

- ①小学生・中学生から高齢者まであらゆる世代の人たちが笑顔で生き生きとボランティアを实践するために集える場の提供をしていきます。
- ②「ボランティアに興味はあり、何かしてみたい」という思いを持ちながらも、一步踏み出せずにいる人が、気軽にできることから始められるような活動の機会を提供します。
- ③ご自身の持つ専門性などを生かした自主企画事業を開催し、ボランティア発掘を行います。
- ④ケアプラザの会館清掃や作業、自主企画事業運営補助、特別プログラムへの参加、デイサービス支援など、あらゆる側面や角度からボランティアとして成立するものを考案し、広く携わってい

たぐよう取り組みます。

- ⑤活動希望者が、自身の経験や知識、得意分野を生かし、ボランティアを必要とする地域ニーズに応え、より住みよい地域づくり実現のための活動となるように働きかけます。
- ⑥ボランティア活動希望者にはボランティア登録用紙記入と面談を通して、ご本人の希望する活動内容や活動頻度など丁寧に聞き取りを行います。
- ⑦活動前には、電話や面談でのオリエンテーションを行い当日の活動がスムーズに行えるように支援をします。
- ⑧活動中のフォローも適宜行い、活動後には活動の感想や今後の希望などを聞き取り、ご本人の得意分野や活動状況を把握し、継続的な活動になっていくようにフォローを行います。
- ⑨個々の活動の様子や面談の中で集められた情報はボランティア登録用紙の活動記録の欄に集約します。
- ⑩ボランティアが何人登録され、どのような種別のボランティアに携わっていただいたか数値化し、職員間で共有し、新たな活動機会の創出に取り組みます。



園芸ボランティア



デイサービスボランティア

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

担当地区では地域では様々な福祉保健活動が地域住民の手によって展開されており住民主体の地域づくりがなされている地域です。地域の力で活動がさらに活性化されるようにケアプラザからも情報発信を行うとともに、地域と地域が必要とする力をつなげられるように情報の収集、発信を行います。

- ①ケアプラザで活動されている団体の団体活動紹介シートを作成、活動の場や情報を求めて来館される方が一目でわかるように活動分野などを整理し館内の掲示板に掲出し、いつでも誰でもが適切なサービスを紹介できるようにします。
- ②シートは1年に一度または、団体の代表者の変更日になった際など定期的に更新を行うことで、新しい情報を提供できるようにし、情報の収集、発信に努めます。
- ③福祉保健活動団体やボランティア同士の情報交換等を目的とした利用説明会を実施し、ニーズを把握するとともに、団体間の顔の見える関係をつくり、新たな活動を創出する機会として積極的に支援します。

- ④福祉保健活動団体や地域活動のイベントやプログラムにケアプラザの専門職やコーディネーターが参加、協力し、ニーズの把握や、ケアプラザスタッフからの情報提供を実施します。
- ⑤地域から要望があった場合、適合する福祉保健活動団体へ体験としてスムーズに参加できるような仕組み作りを実践します。
- ⑥地域の会合に積極的に参加し、地域のニーズを把握します。何が足りていて、何が不足しているか整理し、専門職の持つ情報など必要な情報を提供します。
- ⑦月1回発行する広報紙に福祉保健活動等に関する情報を掲載し、自治会等の協力を得て地域に配布し情報提供を行います。
- ⑧ホームページやブログ、SNSなどを活用し、ケアプラザの事業や福祉保健団体の活動をより多くの方に周知できるようにします。
- ⑨地区社会福祉協議会や自治会のホームページとの相互リンクを行い、地域情報を得やすくします。
- ⑩ホームページのアドレスやXのQRコードなどを広報誌やチラシに載せてアピールしていき誰でも気軽に見ることができるようにします。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

担当地区は、人と人との繋がりを大切にしたい助け合いの気持ちに富み積極的な地域活動が行われています。計画的な宅地造成から45年以上経過し、高齢者の方はもちろん、多くの方々がこれからも健康で楽しく暮らし続け、この地を終の棲家と考える方が多いと考えます。

地域の方々の暮らしを支えていくためケアプラザ施設の活用や地域への取組みや連携した取組みから生活上のニーズを把握していきます。

また、基礎情報として地域アセスメント基礎情報シートを作成し、歴史、地理的特徴、交通アクセス情報、住宅情報、地域活動状況、防災活動状況、地縁組織情報（自治会、地区民児協）、ボランティア等の情報を整理し、変更があれば情報を更新できるようにします。

1. ケアプラザ施設を活用する取組み

- ①ケアプラザに情報が届きやすいよう、安心して相談できる環境づくりを進めます。ケアプラザ利用者の方々への積極的なコミュニケーションを図り、活動団体の終了後等に気軽に相談できるよう努めます。
- ②ケアプラザでは自主企画事業として介護予防活動やサロン活動を毎月実施します。継続実施していく中で参加者との信頼関係を築き、気軽にご相談いただける環境が整ってきます。ケアプラザ職員が直接関わっていく自主企画事業を継続して行い、住民の方々から安心して参加、ご相談いただけるよう取り組みます。

2. 地域への取組み

- ①ケアプラザに訪れたことがない地域住民に対しても必要な情報を届けるために、自治会館や地域の活動へ積極的に参加し、住民へのケアプラザの理解を深めることで、「この人になら相談しても

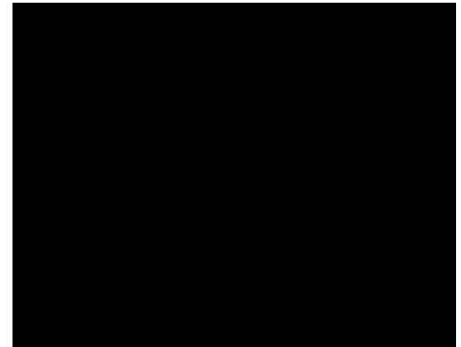
いい」と思っていたいただけるような関係性の構築を行います。

- ②東本郷地区は連合自治会に所属していない自治会もあり、それらの自治会については少し情報を得にくい状況があります。キーマンとなる方を見つけて関わりを持っていくことで随時情報を把握できる等、工夫してアプローチしていきます。

3. 連携した取組み

- ①必要に応じてアンケートを実施し、東本郷地区の住民の方々が何に困っているのか数値化し、課題の見える化を図ります。
- ②地域活動や住民の状況だけでなく、地理的な状況も含め、ケアプラザ内で共有、分析し、より正確なニーズの把握につなげます。
- ③行政、区社会福祉協議会、生活支援センター等と情報を共有し、様々な視点からの分析や事業実施を行います。
- ⑤民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域の委員や役員の方々と協力し、より身近な方々からの意見を吸い上げることで、的確なニーズ把握や分析を行います。

東本郷地区3か所にて
移動販売を実施



イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

担当地区は、住宅地を中心とする地区であるため、民間企業やNPO法人だけでなく商店もあまりない地域ではありますが、地域の方々による人と人との繋がりを大切にしたい助け合いの気持ちに富んだ積極的な地域活動が行われています。

ケアプラザ内部で情報を共有しながら、行政や他ケアプラザとの連携の中で、把握・分析を行います。

1. 地域関係者の社会資源

地区社会福祉協議会関連の社会資源

- ①ケアプラザ内に事務局が置かれており、随時必要な情報交換を行い把握します。
- ②活動に参加協力をを行い把握します。

民生委員・児童委員協議会関連の社会資源

地域包括支援センターと協働し、ヒアリングを実施し把握します。

自治会に関連する社会資源

主催行事や老人クラブの定期的活動に参加、協力し参加協力をを行い把握します。

上記に関しては、必要な場合に会議に参加するなど、ともに分析します。

趣味などに由来する社会資源

地域活動交流、生活支援コーディネーターと連携し、ケアプラザの貸館利用団体の活動について確認し Ayamu（地域資源情報データベース）に情報をまとめ分析します。

その他

地域情報紙（タウンニュース等）や地域の掲示板などからも、多様な活動の状況を把握するようつとめるとともに、住民の声に耳を傾け、ヒアリングなどから、必要な情報を逃がさないようにします。

2. 地域内のその他資源

近隣高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、郵便局等

①ケアプラザ主催行事等の情報提供や参加協力から、顔の見える関係の中で把握を行います。

②必要な場合に会議に参加するなどし、ともに分析します。

③地域行事を通して交流を深め、顔の見える関係の中で情報把握を行います。

3. 地域外の資源

①近隣地域ケアプラザコーディネーターとの連携を深めるとともに、連絡会等を活用し、区内他地区の情報収集を行う他、Ayamu を活用し、積極的な情報収集に取り組みます。

②また緑区以外の地域ケアプラザと協働して社会資源の把握や分析を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

これまでの生活支援コーディネーターの活動や、各種会議や参加協力、自主事業等で集めた情報をもとに、地域住民と課題を共有する場を設定し、地域の課題解決に向けて取り組みます。

1. 目指す地域像

明るく元気な毎日を過ごすための仕掛けが地域の中にたくさんあり、皆の健康と安全が守られ、最大限その人らしい人生を送れる町、また、地域の見守り活動が盛んで、ここに住んでよかったと思える町づくりを目指して、地域の方々と協力して活動していきます。

2. 地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取り組み（協議体）

①東本郷地区で進められている「地域福祉計画」及び「地区別計画推進委員会」に参画し、特に高齢者支援委員会や健康作り委員会などを協議体として活用できるよう、生活支援体制整備事業の理解、促進を進めます。

②運営協議会を活用し、これまでの年数で積み重ねてきた会議の結果や地域のデータ、行事等で実施したアンケート等をもとに地域の課題や強みを提示し、目標を共有したうえで必要な場合は会を組織するなどし、地域の方々とともに取り組めるようアプローチします。

③生活困窮支援のための活動を継続し、支援者、協力者、行政や社会福祉協議会とも連携し振り返

りを実施し分析を行うとともに、地域の課題解決に向け、よりよい活動となっていくよう必要な場合は会議を開催します。

- ④地域の方々一人ひとりが安心して生活するため、地域課題をもとに地域ケア会議を行います。地域特性、社会課題等、様々な問題を地域全体で考えられるよう定期的の実施をします。

3. 生活支援の担い手の養成やサービスの開発につながる協議体運営

協議体の場で、現在の活動の継続に関することに加え、地域課題を共有することから生活支援や、居場所や高齢者自身の活躍のために、どのような資源が必要なのかが見えてくると考えます。サービス開発を新たに開発するためにも、興味のある方を広報により募集します。また、担い手を養成するために、説明会、勉強会、講座なども開催し、互いに話をする機会をつくり、顔のみえる関係を作ります。互いに話をして知り合うことで、仲間を増やし、新たな組織を作っていきます。また、協議体が、担い手支援活動の機能を持てるようにします。そのために、広報の方法を話し合ったり、協議体として広報誌を発行したり、子どもや若い人と一緒に楽しめるようなイベントに協議体メンバーが参加できる機会を作り、地域全体に協議体の存在を知っていただけるような機会を創出します。

4. 団体を立ち上げる支援

住民が主体的に団体を立ち上げる場合に、補助金の申請や活動・ボランティアに保険をかける必要が出てきます。それらの場合に、申請先に関する情報提供、書式記入の支援、保険の案内などを行っていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域の方々による積極的な活動が行われているこの地域の活動を、一層よりよいものにしていくためには、「ともに」がキーワードであると考えます。

高齢者のニーズと社会資源のマッチングを行っていくにあたり、定期的なニーズ調査と、口コミによる対象者発見のプロセスを大切にしながら取り組みます。高齢者のニーズはその年齢やまわりの住環境、公共交通の状況によって徐々に変化するので、それに対応できるマッチングを行います。社会資源に関する情報は、最新の状態を地域ケアプラザに蓄積し、民間の資源についても信頼性の高い状態で保存するようデータ更新を定期的に行います。

- ①Ayamu(地域活動・サービスデータベースシステム)、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用したマッチングを行います。

- ②地域の活動に関する情報を集めたヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを定期的に更新します。地域の方に向けて、ナビの活用方法に関する講座を行い、自分で検索できる方を増やすようにします。

1. 地域ケアプラザが窓口となつてのマッチング

東本郷エリアに特化したサービスや開始してまだ日が浅いサービスなどについては、地域ケアプラザが窓口となり、サービス依頼のマッチングを行います。地域ケアプラザが窓口となる場合

には、メールやLINEを活用した受付、ブログを利用したサービス紹介、地域情報誌との連携によるサービス紹介を行うよう準備を進めます。

2. 地域で活躍しているケアマネジャーに情報を提供してのマッチング

地域にあるサービスを利用し、介護保険サービスだけではカバーできない範囲の高齢者ニーズを満たせるように、地域で活躍しているケアマネジャーに地域の社会資源情報を提供します。

3. 住民主体の活動創出につながるマッチングシステム

東本郷エリアにある協議体のメンバーそれぞれが、ご自身の地域での人的ネットワークとして地域資源を紹介できるように、地域資源マップ/地域資源リストを作り、活用していただきます。住民の方が主体的に地域づくりに取り組めるように、マッチングのプロセスについても生活支援コーディネーターが関わりつつも、主体的に地域の方が活躍できるような環境を整えます。

4. 自治会を単位としたマッチング

移動販売車のように、地域の中にサービス提供ポイントとなる場所を設定し、対象者に広報しマッチングを行う場合には、自治会との連携した取り組みが欠かせません。自治会の会長ならびに実務面で重要な役割を担っていらっしゃる方々と協議し、フレイル状態の高齢者でも利用でき、安全に過ごせる場所を設定します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 地域の身近な相談窓口として

- ①地域ケアプラザが、「誰にでも開かれた、ワンストップ、よろず相談窓口」となるように、相談対応を行います。制度の横断的支援を可能にするため、地域包括支援センター3職種は介護保険法とその他の社会福祉関連法規の改正情報を定期的に確認する機会をもちます。3職種が不在の際に、電話・来所相談を受けた場合にも継続して対応が続けられるように、必要事項を記入できる相談票を活用します。
- ②相談者の状況に合わせ時間帯、場所を設定するなど、臨機応変な相談対応を行い、訪問による相談も行います。緊急性が高い虐待対応や生命に関わるような場合には、即時対応のため、地域ケアプラザ職員全員で協力し、区への連絡をおこない、場合によっては救急、病院、警察などの機関に連絡を入れる、民生委員から情報提供いただくなどの対応をとります。
- ③初期の相談対応に引き続き介護保険事業者が関わりを開始し、さらに対応が必要な場合には、訪問介護事業所、居宅訪問介護事業所等の関係者からの情報提供、サービス担当者会議、カンファレンス実施により課題を明確化して個別支援を行います。
- ④地域の一番身近な相談先として、継続的に関わっていきます。カンファレンス、担当者会議、同行訪問を行い、さらに個別地域ケア会議を実施し、切れ目ない対応を行います。

2. 出張相談

地域ケアプラザまで来ることのできない方のために、地域の自治会館をお借りして地域への出張相談会を実施します。出張相談会は、より多くの方に相談ができることを伝えるために出張講座と合わせて行います。相談が必要でも、個別に相談をすることをためらうような方には、個別訪問による対応を行います。

3. 実態把握訪問の実施

- ①民生委員など地域の方、ケアマネジャー、医療機関等から相談があった方の状況を把握するために、個別訪問による状況把握を行います。各人が抱えるケース対応について相談対応して、伴走型支援を行います。
- ②地域の老人クラブ、食事会などに広報誌を持って伺いする際に、個別にお話しをする機会も設け、訪問した方がよいお宅がある場合には包括内職員と所長で情報共有し、最も有効だと思われる方向を検討して対応します。必要であれば、区役所との情報共有し区の地区担当と一緒に訪問します。

4. 地域ネットワークの活用

- ①民生委員・児童委員協議会定例会に職員が参加し、情報交換と情報共有の場とし、地域の共通課題について継続的に確認します。民生委員一人ひとりが個別対応している案件についても地域包括支援センターとして3職種が共通認識を持てるようにします。
- ②民生委員とケアマネジャーの連絡会を企画し、医療関係の方にも参加していただき、医療と介護と地域の連携を図り、顔の見える関係を作り、協働して相談ケースに対応します。
- ③個別および包括レベルの地域ケア会議を通じて把握できた地域の情報をもとに、会議参加者や地域から要望のあった講座を企画し、さらにその場で参加者同士の懇談から地域の情報を把握できるように努めます。
- ④エリアは、地域住民同士の共助関係が構築されている場合も多くあるので、すでにあるつながりを大切にしながら、それを活かす形での懇談会・会合を企画して、相談につながりやすい環境を強化します。懇談等の場に、地域に関係の深い専門職、行政の地区担当の方にも参加していただくことで「顔の見える関係づくり」を行い、エリア全体の相談力と対応力が高まるようにします。

5. 複合的な課題への対応

地域包括支援センターへの介護に関する相談から、多様な課題が浮かび上がることがあります。家族・介護者への支援には、就労支援や家計のやりくりも含まれる場合があります。生活困窮者支援制度、生活保護、就労支援、障害者自立支援法や障害福祉に関連した課題、同居親族（場合により未成年）の過剰な介護負担、長く社会とのつながりを断っている、などの介護保険制度以外で対応する課題が明らかになる場合が想定されます。複合課題対応においては、連携先が多くなる場合もあり、行政や他機関とも連絡を取り合う必要があります。支援会議への参加やカンファレンス等を企画・実施するなど、相談として寄せられた内容をさらに多角的に理解して、対応していきます。

6. 職員内での情報共有

相談支援に関する情報については職員間で朝の朝礼、定期的な職員会議といった連絡会で共有します。相談があった方の個別データは、情報セキュリティ管理の行き届いたシステムを活用して経過記録を集積し、経過と対応履歴を職員が共有できるようにします。

7. 総合相談事業の目指す方向性

- ①地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが十分に中核的な機能を発揮できるように、相談対応力を強化し(特に権利擁護関連の相談力と障害福祉関連の相談力)、関係する機関・団体との連携や交流を図っていきます。
- ②介護保険サービスだけではなく、地域のボランティア・健康増進に役立つ活動、民間によるサービスなども当事者の方たちが選択できるように、総合相談における情報提供力と連携力を高めます。民間サービスについては、個々のサービスの市域・区域での利用状況に関して情報収集して、当事者の方が自分で判断・自分で決めることができる材料を多くご提供できるようにします。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 認知症の理解の促進

- ①認知症の正しい理解を促進するために、介護予防(フレイル予防・認知症予防)に関する講座・自主企画事業を行います。一般の方から関心の高い認知症予防に関する話題を入口として、認知症により生活上の困難を抱えた場合にどのような工夫や周りの配慮がご本人の生活の質を上げ、在宅で暮らす時間を延ばすことができるのかを伝えます。
- ②認知症初期集中支援チームに関係する医療機関の方や認知症介護を専門に行う方にも協力をお願いします。

2. 認知症の早期発見・早期対応

- ①区役所から案内のある認知症健診に関する情報を提供し、早期の受診を促します。認知症初期集中支援チーム(特に医療機関)と連携できるよう顔の見える関係づくりをしていきます。
- ②疾病を原因として認知機能が低下する場合もあるので、認知症に関する正しい知識の啓発講座や医療機関の方による認知症サポーター養成講座を実施し啓発を図ります。
- ③早期発見の経路としては、日頃から地域ケアプラザに来所される方への広報や老人クラブへ出向いて行う啓発活動を通して、「何かちょっと気になるな」という気づいたご本人が気軽に地域ケアプラザ職員に声をかけて相談できて、自発的に検査を受けるよう、抵抗感を低減させるための取り組みを行います。地域の医療機関の相談室の協力を得て行います。
- ④本人を取り巻く人々の気づきを受け止める体制としては、ご家族からの相談窓口への相談に加え、日頃より民生委員・児童委員協議会の方々、ケアマネジャーなど介護保険事業者の方々と連絡会を通して顔の見える関係を気づき、気軽に相談していただける体制を整えます。

3. 『SOS ネットワーク』と家族支援

- ①SOS ネットワークの取り組みを、自主企画事業、出張講座、地域ケアプラザに来館される方へなど広報をおこない、取り組みが周知されるように努めます。
- ②地域の商店の方や地域に長くお住まいの方たちのネットワークが強みであり、道がわからなくなりがちな認知症の方を見かけると声をかけてくださる方もいらっしゃいます。このことはこのエリアの強みであり強力な人的社会資源です。一方でエリア内を越えて帰り道が分からなくなる場

合には SOS ネットワークによる支援が有効になります。区や他のケアプラザと協力して SOS 発信テストを行い、何時でも対応できるように備えます。

- ③SOS ネットワークへの登録や情報確認の機会を活かし、認知症の方と暮らすご家族との関わりを継続的に持ち、困りごとやご家族の介護負担増の早期把握に努めます。

4. 認知症サポーター養成講座開催と認知症キャラバンメイト育成と活動支援

- ①認知症サポーター養成講座開催のご要望に、地域ケアプラザ全職種で対応します。講座を受講する対象者としては地域の一般の方向けに加え、地域の金融機関、商店の方、交番などの警察の担当者の方にも案内し、受講人数が少人数であっても希望があれば対応するようにします。
- ②自主企画事業でも認知症サポーター養成講座を行い、子ども向け講座も企画します。子ども向け企画に関しては、小学校、放課後キッズクラブや子ども食堂に来ている子どもも参加の機会があるように、関係者と日程調整等を行います。講座開催にあたっては、ケアプラザの職員だけではなく、地域のキャラバンメイトに講師役をお願いできるようにキャラバンメイト連絡会を開催します。キャラバンメイトが地域で活動できるように、実績のあるキャラバンメイトや認知症カフェ活動団体等と連携をとり、活動の支援を行います。

5. 認知症になっても住み慣れた町で生活し続けるための居場所づくり

認知症の本人・家族・介護者の方たちが、地域から孤立することなく、これまでの地域でのつながりの中で安心して過ごせるようなオレンジカフェ・サロンなどの居場所づくり活動をキャラバンメイトと一緒にを行い、チームオレンジの取組を積極的に行います。

6. 若年認知症の方への対応

若年認知症の方からの相談については、横浜市健康福祉局発行のパンフレットを用いて相談先の案内と障害年金など関連制度の説明を行います。現在、若年認知症の人と家族が集える場として運営されているところのほかに、新たな居場所を地域や地域ケアプラザの中につくっていくことを一緒に相談し実現していきます。

協力医による認知症理解講座



ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の誰もが安心安全に、そして、その人らしく日々、過ごせる町づくりのためには権利擁護は欠かせません。担当する地域は高齢化率が非常に高く、高齢者のみ世帯も多くなっている地区もあり、精神的に不安をかかえる相談も多くなっている傾向や、また、一人親世帯や経済的困窮の状態にある世帯なども増加の傾向にあります。地域の方々や行政、諸機関と連携しながら、取り組みを強化します。

1. 成年後見制度の理解と利用促進

- ①成年後見制度利用に関連する相談があった場合に、相談者に対して、速やかに分かりやすい説明を行い、成年後見制度利用を検討する材料を示します。
- ②横浜市社会福祉協議会が発行する標準案内書を常備し、加えて、第三者後見を行う各種専門職会（弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会）発行の案内書、法人後見を行っている団体に関する情報提供パンフレットを常備し説明します。
- ③家庭裁判所への申し立てに必要な書類一式と記入例を見やすい形で相談室に常設します。制度の概要、後見類型、必要な書類、最低限必要な申立て手続き費用、手続き完了までの時間の目安など関連情報を説明します。
- ④成年後見制度にはあてはまらないが、日常生活自立支援事業（あんしんセンター）が適当な場合もあるので、その場合には緑区社会福祉協議会のあんしんセンター担当職員とともに、対象者の支援を行います。
- ⑤ケアマネジャー等当事者に関わる支援者から金銭に管理に関する相談を受けた場合には、当事者・親族の意向を確認し支援を開始します。支援者に対しては制度に関連する理解を促進するための講座や勉強会を開催します。
- ⑥区役所主催の講演会が開かれる場合には、サテライト会場設定なども実施します。
- ⑦基幹相談センターと、成年後見制度や見守りに関連する共催事業の企画を行います。親なきあとの金銭管理と身上保護の課題に協働に関わります。成年後見制度利用促進事業の一環として行われているサポートネットに積極的にに関わり、市民後見人のサポートも行います。
- ⑧区長申し立てが必要になったケースについては、館内での検討と並行して速やかに区役所と連携し、対応します。

2. 高齢者虐待防止に関して

- ①高齢者虐待の防止には、早期発見早期対応が重要と考え、発見ルートの確保を行います。発見ルートとしては、地域の民生委員、隣人、ケアマネジャー、デイサービス、ヘルパー、病院等が主なものと考えられるため、これらの関係者とは日頃より顔の見える関係を築きます。また、特に関わりが多く、虐待に関する相談が多い民生委員、ケアマネジャーに向けては、高齢者虐待防止研修、ケース検討のグループワークなどの機会を提供します。
- ②虐待ケース相談の初動対応では、区役所に必ず情報を伝え、区の地区担当に協力するとともに継続的に情報共有を行います。虐待に至ってはいないが、リスクが高いと懸念される場合には、ケアマネジャー同行訪問、継続的モニタリングを行い、状況把握を行います。家族などの介護疲れが原因と思われる場合には、ケアプランの相談、介護者の集いへの参加などで介護者が一人で事態を抱え込んでしまわないように支援します。セルフネグレクト状態のご相談が地域の方から寄せられた場合は、区・包括連絡会の場で情報共有し、場合によっては認知症初期集中支援チームの関わりを検討します。

3. 虐待を行っている方に対する支援

寿命が延びていることにより直系親族がすでに死亡して配偶者のみならず孫子が不在となっているケース、子世代が不況等の事情により就労できていないケース、親族が不在で近隣の人が日常の世話をし金銭管理も行っているケースが散見されます。このような介護の環境で虐待が起

この場合には、虐待者本人も難しい生活環境に置かれている場合が考えられるため、状況等をよく考慮し、区役所の高齢・障害支援課ならびに生活支援課とも連携をとって支援していきます。

4. 消費者被害防止に対して

- ①地域の消費生活推進委員と協力し、消費者被害防止啓発の自主企画事業を協働で行います。消費者被害や振り込め詐欺に関する情報が警察や消費生活相談センターなどから発信された場合は、館内に被害状況の掲示を行います。
- ②消費生活相談センターの情報や消費者庁からのお知らせや公的機関から発信されている情報を常にチェックし、相談対応の際には適切な対応で適切な窓口につながるように情報更新していきます。
- ③自治会、老人クラブ、民生委員、介護保険事業所などと連携し、見守り支援の体制強化を図ります。

5. 権利侵害未然防止に関して

- ①本人ができる権利侵害の未然防止策ならびに自分らしい人生を送るための準備、権利侵害されない生活を送るためには、本人がSOSを出せることと、意思決定できる状態のときに（病気になる前に）自分の意志を示しておくことが大切であると考えます。そこで、地域ケアプラザの職員のみならず、地域の皆さん自身が、様々な準備や知識を増やすことができるよう取組を行います。
- ②養護者への情報提供や心理面の負担軽減につながるよう、近隣の4包括支援センター共催の「介護者のつどい」を継続し養護者支援に努めます。

・『MY Life(緑区版エンディングノート)』普及啓発

自主企画事業や、出張講座を通して、エンディングノート書き方講座を行い、その中で、考えられる生活上のリスクについても伝えていきます。

・ACPの考え方をもとにした「もしも手帳」の普及啓発

自主企画事業や、出張講座を通して、「もしも手帳」の配布と啓発を行います。

・権利侵害のリスク要因を減らす工夫

過去に権利侵害が起きた背景には、過剰な介護負担、経済的困窮、介護者の孤立もしくは密室化した濃密な人間関係などがありました。そのために、隠れた支援の求めを気付くために東本郷地区ならではの近隣住民同士の相談しあえる関係を大切にし、地域の中で支援する立場にある方に向けて介護負担軽減のための講座、活用可能な社会保障制度に関係する講座や勉強会などを開催します。さらに、経済的な原因による場合には、生活支援課との連携による対応を行います。

消費者トラブル予防講座
(消費生活センター協働)



エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

エリア内には居宅支援事業所が一つしかない為、近隣の区も含め、連携出来る居宅支援事業所を増やし、担当地域に幅広い支援体制が構築出来る様に以下の点に力を入れて取り組みます。

- ①在宅医療拠点と連携し、ケアマネジャーに対して医療に関する情報やケアマネジメントに必要な医療知識を得るために研修などを実施します。
- ②ケアマネジャーと民生委員、インフォーマルサービスの活動団体、サービス事業所等と連絡会等を開催し地域と繋ぐ支援します。
- ③定期的な事業者訪問によりケアマネジャーとの信頼関係づくり、気軽に相談できる関係づくりを行います。
- ④支援困難事例への対応にあたっては、ケースカンファレンスの開催、同行訪問等を通して、協働で継続的に支援します。
- ⑤自立支援の資するケアマネジメントが実践できるように同行訪問や個別相談等支援するとともに、自分らしい生活を最期まで送れる事が出来る様に在宅医療と介護が一体的に提供出来る環境を作れるように個別支援の積み重ねや研修等の場を通じて取り組みます。

2. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者に向けて、自分らしい生活を最期まで続けることが出来る様に在宅医療と介護を一体的に提供出来ることを目指し以下の点を取り組みます。

- ①近隣の病院の協力や在宅医療連携拠点と協同し、多職種職員に向けて研修や出張講座を開催し、連携を図ります。
- ②エリア内に病院、サービス事業所が少ない地域であるので、地域の方々が通っている病院や利用している事業所等を把握し、出張講座などで情報発信、顔の見える関係作りが出来る場を継続的に開催します。
- ③地域の方々の情報も生かしながら、新たに連携できる往診医や訪問看護ステーションを探し、ともに在宅医療が充実出来るように、働きかけます。
- ④より医療について理解を図るため、病院や医師が実施する講座への参加し、医療についての知識を高めていきます。

鴨居脳神経外科医師による講座



オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域包括ケアシステム構築のための手段の一つとして、個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議を主体的に開催します。

- ①必要な時に関係者の参加協力が得られるよう、講座や研修会の場を通して地域住民や諸団体に趣旨を説明しその意義を伝えていきます。
- ②個別ケースについては、個別課題検討に限定せず、検討の中から「地域」に対する視点を共通認識として持ち、その時々地域で生じる課題や地域課題の発見等へと繋がるように運営し、会議の場そのものを活用して地域のネットワーク強化も図ります。
- ③得られた地域課題を丁寧に分析、普遍化して包括レベル地域ケア会議や地域の代表者会議などの場で報告し、社会資源の開発に繋がります。
- ④区レベル、市レベルの地域ケア会議に対しても事例や地域課題の報告、必要な情報提供をおこなうなどの形で積極的に参画していきます。
- ⑤会議に参加した関係者の地域ケア会議に対する認識の強化、モチベーションの向上、地域力の向上にも働きかける事を目指します。
- ⑥会議終了後のモニタリングは本人に対する支援方針の確認のみを指すのではなく、会議参加者のネットワーク（連携）の構築の状況等についても、継続的にバックアップを行っていきます。
- ⑦地域ケア会議は、地域課題や社会情勢を踏まえた地域ケア会議を設定していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 職員体制

地域包括支援センター職員の兼務とし、管理者 1名（兼務） 社会福祉士 1名 保健師 1名 主任ケアマネジャー 1名で運営します。

2. 人材育成

- ①各種研修への参加や法人内合同研修等を通じ、介護予防ケアマネジメントの理解を深めるとともに、それぞれの専門分野の知識・技術を伸ばしていけるよう取り組みます。
- ②介護支援専門員の資格を持たない職員には資格取得に向けた研修参加への配慮等を行い、資格取得を支援します。

3. 指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法

- ①指定居宅介護支援事業所へのケアプラン作成委託については、利用される方が居宅介護支援事業所を希望する場合を基本とします。
- ②利用者の希望により居宅介護支援事業所を選定する場合、資料として、『情報公表制度』『介護情報サービスかながわ』『介護サービス事業者ガイドブック（ハートページ）』事業所のパンフレット等などを活用します。

③指定居宅支援事業所事業所を定期的に訪問し、その事業所の強みや特色などを把握し最新の情報を提供します。

④業務委託を行った場合には、その内容を記録に残し、受入状況や支援経過の確認、紹介率についても客観的に分かるようにし、顔の見える関係の中で連携した支援に努めます。

4. 具体的な支援

①支援計画については、専門職の適正な支援計画の作成、評価を行い、利用者の意欲が向上出来る様に取り組みます。

②委託した場合には、ケアプランの内容が効果的な介護予防となっているかを地域ケアプラザの介護予防担当職員が確認し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員とともに支援します。

③地域のインフォーマルサービス（食事会や配食、送迎ボランティア等）の参加・活動状況を把握し支援計画に加える事で多様な主体との連携が出来る様に取り組みます。地域交流、生活支援コーディネートとの連携でボランティア、地域活動等様々な情報を把握、共有し活用できる様に取り組みます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防事業の展開の際には、地区診断結果に基づいた地域の課題に合わせて、より必要度の高いものから企画、開催していきます。

ケアプラザが主となって実施している事業以外にも、東本郷地域に合った健康的な時間が過ごせる居場所ができるように努めていきます。

①地域資源である介護予防活動グループが安定した自主運営ができるよう区と協力しながら、住民主体で楽しく集え、運動・趣味活動が継続してできるよう支援を行います。

②ロコモ予防・口腔機能向上・栄養の必要性・認知症予防などをテーマに分け専門の講師による講座を開催し、介護予防の普及啓発を行います。

③地域の自治会の催しに出張しリハビリテーション・口腔機能向上・栄養などの専門職を招いた健康・運動講座などを開催し、GOGO 健康講座などのパンフレットを配布することで、参加住民が介護予防の必要性を理解でき、意欲的にフレイル・ロコモ予防に取り組める支援を行います。

④レクリエーションなどが紹介できる会などを開催し、住民の中から運動・活動グループを支えるリーダー等が輩出できるよう人材育成を行います。

④自治会恒例の行事として毎年行われている体力測定・健康チェックを出張で行います。

また、ケアプラザでも地域住民を対象に体力測定・健康チェックの機会を設けていきます。

体力測定会
(保健活動推進員協働)

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1. 顔の見える関係づくり

地域包括ケアシステムの構築に向け、行政の担当部署と日々連携、意思疎通を図りながら自治会、老人クラブ、地域の自主活動団体、地区センター、警察、消防、医療機関や介護事業者、企業、商店など地域の多様なフォーマル、インフォーマル組織との「顔の見える関係づくり」を行っていきます。また、各組織の思いや方針を聴きながら、各組織同士の顔合わせ、意見交換のための機会、場づくりを随時行うこと、交流会、連絡会を企画、運営することにより組織同士の顔つなぎを行っていきます。そのために、東本郷地区に存在する多くの機関、団体、組織の把握に努めます。

2. 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステム構築のための手段の一つとして、個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議を主体的に開催します。必要な時に関係者の参加協力が得られるよう、講座や研修会の場を通して地域住民や諸団体に趣旨を説明しその意義を伝えていくとともに、その時々地域で生じる課題をリアルタイムで考える会議を定期的におこない、会議の場そのものを活用して地域のネットワーク強化を図るとともに、得られた地域課題を丁寧に分析、普遍化して包括レベル地域ケア会議や地域の代表者会議などの場で報告し、社会資源の開発に繋げます。区レベル、市レベルの地域ケア会議に対しても事例や地域課題の報告、必要な情報提供をおこなうなどの形で積極的に参画していきます。(再掲)

3. 緑区全域のネットワーク構築のための取り組み

ケアプラザ所長会、地域交流・生活支援コーディネーター連絡会、地域包括支援センター各職種の連絡会への参画、研修会及び連絡会の共同企画等により区と区内全ケアプラザとの連携をより強固なものとするために、以下のことに力を入れていきます。

- ①区との協調はもちろんのこと、ケアプラザ間で協力し合っのネットワーク構築ができるよう、積極的な提言と意見の調整をおこない、速やかな合意形成に取り組みます。
- ②緑区介護事業所連絡会、緑区ケアマネ連絡会への参画や緑区医師会との連携を図り、医療と介護の連携を含めた緑区全体のネットワーク構築に寄与していきます。
- ③交流会や研修会等の場を通じて、機関、団体を構成する個々人との信頼関係の熟成に努め、単に顔の見える関係だけでなく、「会話のできる」信頼感で結ばれたネットワークづくりを行っていきます。さらに、信頼感で結ばれたネットワークを広く構築できるよう、関係者の顔合わせ、意見交換ができる場、機会を積極的につくり、関係者同士の橋渡しを行っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域ケアプラザという地域福祉の中核公的施設である居宅介護支援事業所であることを念頭に置き、地域包括支援センターと日常的に地域住民に必要な事例について情報伝達・報告を密にして共

同して支援を行います。必要があれば区役所とも連携を行い、権利擁護などの観念を持ちつつ職務に当たります。

地域の特性を周知し公正中立な立場で支援に当たり、事業所内で利用者の情報を共有し、各職員が意識を持ち事業所全体での支援を行います。地域包括ケアシステムの実現のために、各種関連団体との連携を重視し、そのネットワークを活かして、より困難なケースこそ積極的に受け入れることによって、公の施設が提供するのに相応しい居宅介護支援を実施します。

《職員体制》管理者 1名（兼務） 介護支援専門員 2名（兼務1名 専従1名）

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

①要介護者あるいは要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話あるいは支援を行います。また、ご家族の介護負担の軽減を図ります。

②関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

1. 方針に対する具体的取り組み

①要支援者、要介護者の心身の特性をふまえて対応ができるよう、情報共有を徹底し、それぞれの方に適した介護ができるよう配慮します。

② その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事やプログラムなどにおいて、できる限り選択できる機会を提供し工夫します。

③プライバシーを尊重します。

④緑区や地域包括支援センター、ケアマネジャー等と綿密な連携を図り、また家族との連携をも深めながら、総合的なサービスの提供に努めます。

⑤認知症状があっても、やすらいだ気持ちの中で力を発揮することができるよう配慮します。

⑥地域密着型通所介護として、地域情報や地域課題を踏まえた活動を行います。また、利用者の意見や施設の課題等情報共有を行い、地域の方から助言をいただきながら活動していきます。

2. 提供するサービスメニュー

○身体機能訓練、レクリエーション、入浴、排泄、食事、送迎、その他活動

○食費負担 700円（おやつ代含む）

○実施日数 週6日（日曜日及び12月29日～1月3日はお休み）

○提供時間 9時30分～16時35分

○定員 10名

○職員体制（利用者人数規模に応じて）

管理者 1名（兼務） 生活相談員 2名（兼務）

介護職員 5名（兼務） 機能訓練指導員 1名（兼務）

活動の場として快適空間を提供します。

- ①午前中に入浴し衛生を保ちます。
- ②食事が楽しめるよう季節によって郷土料理を提供します。
- ③茶会おやつタイムでは飲料の制約がない方に飲み物を選択して楽しめるように提供します。

心と体の健康づくりを行い、生きがいを持って生活できる毎日を実現します。

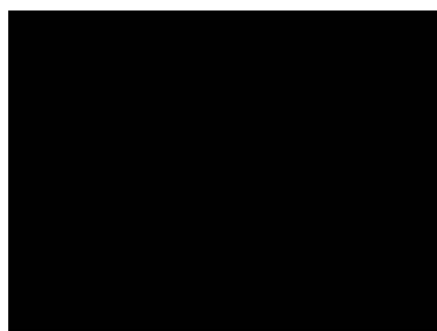
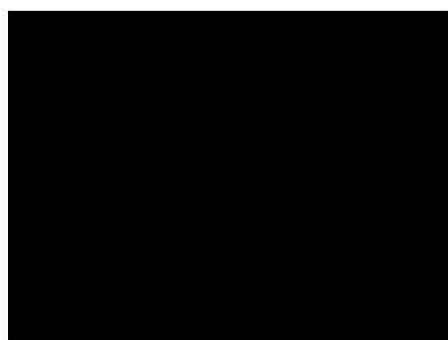
- ①上肢下肢の筋力維持向上運動や、介護予防体操を実施します。
- ②仲間と漢字パズル、塗り絵や言葉遊び・詩など脳トレを楽しみ、季節制作活動で作る喜びを感じます。
- ③地域ボランティアによる音楽やマジック等で精神的な安定、自発性の促進を図ります。

介護技術の向上に努めます。

- ①尊厳が守られ、適切な介護が実施されているか職員間の意見交換を利用日の始業時と終了時に行い、課題抽出や改善に取り組みます。
- ②定期的な研修案内と資料の回覧を行います。また、研修費や交通費を支給します。
- ③月1回全体ミーティングを行い、支援方法等の確認を行います。

ボランティアへ活動の場の提供

- ①傾聴、お茶出し等、ご自身のできる範囲でボランティアに協力いただいています。



デイサービスの様子

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

施設の課題として、設立から25年が経ち、様々な箇所では修繕が必要となっていますが、適切に修繕を行いながら、大切に施設管理を行っていきます。

また、指定管理部門と法人運営のデイサービスセンター部門との複合運営となりますが、ケアプラザの機能の一つとして、一体の運営を行っていきます。

必要な情報提供や共有、統一された管理運営による経費削減などにより、円滑かつ効率的な管理運営を行い、効率的な収支により運営できるように取り組みます。

5年間の指定管理期間を通し、より良い運営のため、できる限り継続した人材配置を考えていま

す。そのため、人件費の増加が見込まれます。賃金スライド制度を活用しながら以下の方法を中心に支出減に取り組み、安定的な運営を図ります。

- ①同一業者への発注などによる統一された管理運営により経費削減につとめるとともに、委託契約費などの毎年の見直しなどを通して、効率的な運営を行います。
- ②室温コントロールや、こまめな消灯などにご協力いただきながら水道光熱費を中心に管理費の削減に取り組みます。
- ③地域ケアプラザ、デイサービス各物品や備品管理徹底し、チェックリストを基にともにした定期的な確認と計画的な消耗品購入などを通して事務費の削減をします。
- ④自主企画事業については、一人あたりにかかった費用の考え方を明確にし、受益者負担の考え方に沿って参加費を徴収します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

収支については利用者還元を第一に考え、基本的に収支差の出ない運営、利用者へ還元される形式(人材の育成や設備の更新と充実等を含む)の運営を行います。消耗品の購入においては地域内にある商店での購入に努め、地域還元を図ります。その他備品類の購入、委託業者の選定においては法人の規定に沿い、適正な入札等を実施します。自主企画事業においては、適正な受益者負担を行えるよう、予算を計上することに努めます。また、自主企画事業等の講師については、地域在住の方や縁がある方を積極的に講師とするなど、取り組みます。

2. 運営費等を低額に抑える工夫

日常の経費削減について職員会議などで状況を共有し、職員がコスト意識を高く持てるよう努め、下記の取り組みを行います。

- ①文房具などの消耗品やコピー用紙などは計画的に購入し、購入・発注のルールを明白にし、必要な物の購入が生じないように工夫を行います。
- ②節電を意識し、小まめな点灯・消灯を職員が率先して行います。毎月の職員会議で光熱費の推移情報を共有し職員の意識を向上します。
- ③利用者にも節電の協力を依頼し、エアコンの適正温度利用への協力を掲示等で促します。
- ④無数に届くFAXはデータ保存の状態から印刷が必要なものと不要なものに分け、印刷が不要だが保存が必要なものはPDFで保管を行います。
- ⑤様々な業務で生じた裏紙は、再利用を行い両面使用した物だけを資源物回収に出します。
- ⑥館内利用側にはごみ箱を配置せず、ごみの持ち帰りの協力を利用者に依頼します。
- ⑦事務所側に設置するごみ箱は、燃やすごみ・プラスチック類に分け、事務倉庫内は再使用、再生利用がスムーズに行えるように資源物を分類し、活用します。
- ⑧日常清掃(館内清掃、トイレ掃除等)は職員が行います。

指定管理料提案書
(横浜市東本郷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	13,129,000円	13,129,000円	13,129,000円	13,129,000円	13,129,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	514,500円	514,500円	514,500円	514,500円	514,500円
事業費		・講師料等 ・事業ボランティア保険代等 ・資料印刷代等 ・事業費消耗品代等 ・事業広報費等	☐	199,500円	199,500円	199,500円	199,500円	199,500円
事務費		・旅費交通費 ・事務消耗品費等 ・会議費 ・電話代、FAX代等 ・業務委託費等	☐	2,250,000円	2,250,000円	2,250,000円	2,250,000円	2,250,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-370,000円	-370,000円	-370,000円	-370,000円	-370,000円
合計				23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	21,480,000円	21,480,000円	21,480,000円	21,480,000円	21,480,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	751,000円	751,000円	751,000円	751,000円	751,000円
事業費		・講師料等 ・事業ボランティア保険代等 ・資料印刷代等 ・事業費消耗品代等 ・事業広報費等	☐	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費		・旅費交通費 ・事務消耗品費等 ・会議費 ・電話代、FAX代等 ・業務委託費等	☐	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円	1,540,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		・講師料等 ・事業ボランティア保険代等 ・資料印刷代等 ・事業費消耗品代等 ・事業広報代等	☐					
事務費		・旅費交通費 ・研修費等 ・事務消耗品費	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計								
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・講師料等 ・会場費等 ・事務消耗品等 ・印刷・広報費等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市東本郷地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円	23,197,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円	26,427,000円
		生活支援 体制整備事業					
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
		居宅介護支援事業	5,300,000円	5,300,000円	5,300,000円	5,300,000円	5,300,000円
		通所系 サービス事業	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円
		23,300,000円	23,300,000円	23,300,000円	23,300,000円	23,300,000円	
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円	
支出	内訳	人件費	60,000,000円	60,000,000円	60,000,000円	60,000,000円	60,000,000円
		事業費	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
		事務費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
		管理費	12,263,000円	12,263,000円	12,263,000円	12,263,000円	12,263,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
		79,263,000円	79,263,000円	79,263,000円	79,263,000円	79,263,000円	
	うち団体本部経費	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	
収支							

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市東本郷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

地域ケアプラザ開館時間に2人以上の職員が常駐できるよう配置が望ましいため。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 15 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまわいえむしーえーふくしかい) 社会福祉法人横浜 YMCA 福祉会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8458 横浜市中区常盤町 1 - 7 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 10 年 11 月 17 日
沿革	1998 年 法人設立 1999 年 YMCA とつか保育園開設 (2020 年～ 幼保連携型認定こども園移行) 2001 年 YMCA とつか乳児保育園・YMCA マナ保育園開設 2003 年 大和 YMCA ライフサポートセンター開設 2004 年 YMCA つるみ保育園開設 (2021～ 幼保連携型認定こども園移行) 2005 年 YMCA いずみ保育園開設 (2021～ 幼保連携型認定こども園移行) YMCA 東とつか保育園 (2023～ 幼保連携型認定こども園移行) 2007 年 横浜市鶴見中央地域ケアプラザ指定管理・鶴見中央 YMCA 開設 2008 年 YMCA たかつ保育園開設 横浜 YMCA ワークサポートセンター開設 2010 年 金沢八景 YMCA 保育園開設 2011 年 横浜市生麦地域ケアプラザ指定管理 2012 年 YMCA オベリン保育園開設 (2023～ 幼保連携型認定こども園移行) 2014 年 YMCA ライフサポートセンター鶴見開設 YMCA ライフサポートセンター関内開設 2016 年 横浜市東本郷地域ケアプラザ指定管理 2018 年 横浜 YMCA ワークサポートセンター レザン開設 2019 年 小規模保育園大和 YMCA 保育園開設
事業内容等	人間性が尊ばれ、公正で平和な世界の実現を目指すという使命のもと、開設以来地域の方とともに歩み、以下の事業を展開。 保育事業：横浜市内認可保育園 3 保育園、幼保連携型認定こども園 4 園 川崎市・大和市認可保育園各 1 園、相模原市内幼保連携型認定こども園 1 園 高齢者事業：横浜市内 5 拠点、大和市 1 拠点で介護保険在宅サービス 23 事業を運営。 就労支援事業：横浜市内 2 拠点 指定管理施設：横浜市内 3 拠点

財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	2,200,262,642	2,316,688,696	2,356,547,114
	総支出	1,953,255,628	2,104,350,035	2,167,684,474
	当期収支差額	192,169,467	212,338,661	188,665,533
	次期繰越収支差額	948,177,352	984,086,015	1,090,546,802
連絡担当者				
特記事項				